議 長 おはようございます。

本日をもって招集されました平成26年第3回南幌町議会定例会を 開会いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。

8番 川幡 宗宏議員、10番 志賀浦 学議員。以上、御両名を 指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 佐藤正一議員、報告願います。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

議長の許可をいただきましたので、平成26年第3回議会定例会の 運営について、去る9月1日に議会運営委員と議長出席のもとに議会 運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の 概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたし ました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管 事務調査1件、意見書案3件、町からは平成25年度決算認定2件、 平成26年度会計補正予算5件、条例制定5件、一般議案6件、人事 案件1件、報告案件5件であります。以上、提案案件全般について審 議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月8日から9月16日 までの9日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会 運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委 員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は9月8日から9月16日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は9月8日から9月16日 までの9日間と決定いたしました。

- ●日程3 諸般報告をいたします。
- ・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成26年7月 分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お 手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 平成25年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点 検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内 容については、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

4番目 両常任委員会合同所管事務調査報告をいたします。 局長をして朗読いたさせます。

局 長

長

議

町

(朗読する。)

両常任委員会合同所管事務調査報告につきましては、ただいま局長 朗読のとおりでございますので報告済みといたします。

・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

長 本議会定例会に当たり2件の行政報告を申し上げます。

> 初めに、中学生国際留学プログラム事業について御報告いたします。 南幌中学校の生徒4名を8月9日から14日間の日程で、カナダ・バ ンクーバー地域に派遣し、現地のトリニティ・ウエスタン大学での英 語の語学研修、ホームステイによる生活体験を行い、8月22日、全 員が達成感に満ちた表情で帰国いたしました。期間中は、地元の中・ 高校生との交流、保育園への訪問、ショッピングセンターでの市場価 格調査など、さまざまな体験をしました。また、最終日には、ホスト ファミリーへ感謝の気持ちを込めて生徒みずからがサヨナラパーティ ーを催し、別れを惜しんだようです。なお、今後は検証を十分に行い、 次年度に向けてより良い事業になりますよう取り組んでまいります。

> 次に、農作物の生育と収穫の状況について御報告いたします。8月 の台風11号の影響が心配されましたが、トウモロコシに若干倒伏が 見られたものの本町においては大きな被害もなく、生育はおおむね順 調に推移されているところであります。基幹作物である水稲について は、既に数戸の農家が収穫作業が始まっており、これから本格的に稲 刈り作業が始まってまいります。空知農業改良普及センター空知南西 部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲は平年に比 べ3日早く、いもち病の発生がごく一部で見られ、不稔粒の発生は平 年並みであるものの登熟は順調に推移しています。また、8月27日 付けで農林水産省北海道農政事務所が公表しました米の作柄につきま しても南空知は良と見込まれています。小麦につきましては、穂発芽 の発生もほぼ無く、既に収穫調整作業を終えており、収量、品質は個 人差が見られるものの平年より良い状況であります。豆類、てん菜に つきましても、現在のところ順調な生育となっています。次にキャベ ツ、ブロッコリーなどの野菜の状況につきましては、7月に干ばつの 影響が見られましたが、その後、適度な降雨もあり、収量、品質とも におおむね平年並みで、価格につきましては昨年とほぼ同様の価格で 推移している状況です。以上のように、各作物間で多少の差はありま すが、今後は天候が順調に経過いたしまして、無事に出来秋を迎えら れますように関係機関・団体と連携しながら、異常気象などへも適切 な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。 議 長

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町長に空き家対策条例について質問いたします。

近年、異常気象による災害が全国で発生している状況です。南幌町では集中豪雨による被害はなかったものの、冬に向かって豪雪が心配されます。道内の市町村では近年、空き家の対策条例を制定する動きが加速しているとの報道がありました。今年4月までに道内の32自治体が制定し、そのうち半分以上の18自治体は近年3年間に施行されています。空知管内においては13自治体と、全体の3分の1以上を占めています。本町においては、空き家が多いと感じてはおりませんが、空き家が地域の防犯、防災に悪影響を及ぼすことと、景観的にもあのイメージを損ないかねません。そのためにも、何らかの対応が必要と思います。平成24年第1回定例会でこの問題が取り上げられた後、空き家対策条例等について検討を行った経緯があるのかお伺いします。また、町内の空き家を把握する行動に至ったのかもお伺いします。3点目に対象家屋の所有者に修繕、解体などを講ずるよう伝えたのか。以上3点について町長の考えを伺います。

議 長 町 長

町長。

志賀浦議員の空き家対策条例についてのご質問にお答えいたします。

議員、御指摘のようにさまざまな事情により、全国的に空き家が増加し、自治体においても防災や防犯・防火、景観、適正管理などの観点から独自条例を制定しており、その数は全国で355の県と市町村に上り、抑止的成果も挙げているところです。本町においても、農家地区から市街地への転居、改修・解体費用の問題、相続人が居住しないなどの状況により空き家が発生している現状にあります。

1点目の御質問については、第5期総合計画・後期基本計画策定時に、空き家の適正管理の推進について、検討するよう指示し、条例の事例や執行状況も含め関係課により協議を行わせております。その際には、抑止的な効果はあるが、管理不全の判断基準、解体等の代執行や費用請求、財産権や固定資産税の特例措置等の課題もあり、自治体レベルでの権限には限界があるため、国により近年中にも特例措置の法制化が進められるとの情報もあり、これを見ながら条例化の検討を行うことといたしました。

2点目の御質問については、消防の防火査察並びに税務の家屋調査による最近の状況を見ると、68カ所ほどの空き家があると推察されますが、廃屋か一時的な空き家であるかなどについては、判断が困難なこともあり実態は把握していない現状にあります。ただし、今後につきましても関係課連携のもと、実態の把握に努めてまいります。

3点目の御質問については、最近の取り組み事例としては、廃屋管理者に対し、関係課連携の下、面談、啓発チラシの送付、訪問などを粘り強く続けたほか、廃屋の管理者の同意を得て、関係課により応急的な飛散防止措置を講じるなど、町としても解決策を模索していると

ころですが、最近になって管理者においても開口部を塞ぐなど自発的な動きも出てきていることから、引き続き、さらなる安全対策への働きかけを行いながら、根本的な解決に向けた指導を重ねてまいります。いずれにしても、問題のある管理不全等の空き家に対しましては、適宜対応してまいります。

議 長 志賀浦議員 (再質問) 10番 志賀浦 学議員。

再質問をいたします。今の町長の御答弁の中で、ほとんど私の聞いたところを明確にお答えいただきましてありがとうございます。また、空き家が少ないのかなと思ったところ、68カ所ということで、結構な数があるのかなというふうに思います。また、冒頭に申し上げていましたように、まずは空き家が地域の防犯、防火、この辺には悪影響を及ぼすということは町長も認識されていると思うんですけども、このような中で、今検討されているということですから早い条例の設置をお願いするところでございます。

また、その中、今、私が通告した後ぐらいには、道路にはみ出ていた部分がきれいになくなっている所も1カ所ありましたけども、その辺については、今はまだ条例制定をしていない段階でどういうふうに撤去したのか。また、その撤去は空き家の管理者が行ったのか。また、開口部を塞いだというは今、町長の答弁でありましたので問題ないと思うんですけども、その辺の費用捻出をどうなされたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、この2年間の間に、歩道に出ていた部分に関して道路管理者のほうから注意とか苦情とかそういうのはなかったのかどうか。なぜ2年間もかかったのか、その辺の内容も詳しく教えていただければと思います。

議 町 長 (再答弁) 町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。費用については特別かかっていないんですが、町にあるネットだとかロープだとかそういう物は多少使ったようであります。それで、費用的には発生しておりません。

それから、道路管理者から、これは私どもも以前からもお話しして、 道路管理者からも指導をいただいたという部分であります。チラシだ とか、本人に町経由でお話しもさせていただいて、何回かそういう行 動はとっておりますけど、なかなか所有者からできていなかったとい うのも現実でありますが、ようやくその理解をいただいて、少しずつ でありますけれども改善はされているのではないかと考えておりま す。

議 長 志賀浦議員 (再々質問) 10番 志賀浦 学議員。

再々質問いたします。費用はかかっていないというお話でしたけれども、空き家の管理者がやったわけでなかったら費用はかかっているものというふうに考えます。ごみはどこに入れたのかとか、ごみの中に押し込めたのかとか。うちの町で対応したのであれば人件費もかかっていることであろうし。ということで、まず、早くにできていれば、例えば緊急措置などの時の執行というか、その中の費用を請求できる

というのがほとんどの所の条例に盛り込まれるところですね。それを 2年間もしなかったというがなかなか難しいのかなと。簡単にできる ものでもないとは思いますけども、それに変わるような規則でもつく っておけば今回のようなことは対応できたでのはないかなと思うんで すけども。いずれにしても、かかってはいないとは言いながら手間は かかっているわけで、そういうのをどういう解釈でうちの町が動けた のか。前の質問の時には手を出せないという状況の答弁があったと思 うんですね。道路に出ているものでも管理者のものであれば手は出せ ないと。そういう状況の中で管理者が確かコンパネを張るということ は確か耳にしていますけども、その前段階のものをどういう解釈のも とでやったのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長町 長 (再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。特定の所有者がわか っているわけでありますから、これはもう粘り強く、町がお話しをし て、納得をしていただいて撤去してもらうというのが基本であります。 その回数はかなり重ねてきたと思います。そんな中、大型台風が来る と。それで緊急性が非常にあるんじゃないかということで、費用をで きるだけ。まあ、先ほど議員が言われたように職員が行っていますか ら職員の費用等々もありますけれども、できるだけ費用をかけない中 で、台風が来た時に飛散して二次災害にならない、そんな思いがあり ましたので緊急措置をとらせていただいた。あくまでも所有者にこれ からも話しをしていかなければならないし、逆に言うと、町税を使っ て本当にそれで所有者がわかっていていいのかどうか。空知管内は所 有者がなくて、行政がやっている自治体がほとんどです。所有者がわ からないからもうどうしようもなくて、自治体がやらざるを得ない。 しかしながら、うちの場合はほとんど所有者がわかっているわけです から、粘り強く町の様子を話しながら住民に影響のないように、何と かきれいなまちづくりに協力していただくと。これからも粘り強く説 得をしていきたいなと、そんなふうに考えます。

議長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

申し上げます。室内の温度が上昇してきていますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

次に、6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

本日は、2問の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、放課後子ども教室推進事業について。国では、平成19年に放課後子ども教室推進事業を創設しました。少子化対策や子どもへの犯罪防止策として小学校の空き教室などを利用し、地域の多様な方たちの参画を得て放課後遊びや集団生活の場所を提供するというものです。本町でもこの取り組みの一つとして、平成20年からあそびの達人教室を推進しています。授業のある毎週木曜日の放課後に小学校の体育館や音楽室などを利用していますが、年々参加者が増え、活動スペースが狭くなっている状況と思われます。また、参加人数に対してサポーターの数が不足していると思われます。そこで2点伺い

ます。

1 参加者が多い時には、スペースが足りない状況と思われます。今後参加者が増えた時にはどのように対応をするのか。

2 現在の指導者の方たちの手助けが気軽にできるようなあそびの達 人教室に限定したボランティアの募集が必要ではないか。以上です。 教育長。

議 長教育長

佐藤妙子議員の放課後子ども教室推進事業についての御質問にお答えをいたします。初めに、実施状況について申し上げます。本町の放課後子ども教室推進事業は、子どもたちの安全で安心な居場所づくりを目的に、学童保育と連携を図りながら平成20年度より取り組んでおります。現在は南幌小学校と夕張太ふれあい館を会場に、それぞれ平日30回、休日や長期休業中を活用した特別教室を10回、合わせて年間70回実施しております。登録状況は、南幌小学校では昨年度102名、本年度113名、夕張太ふれあい館は昨年度9名、本年度7名です。登録者の8割以上が小学3年生以下の児童でございます。また、本年度の南幌小学校での参加者は1回平均約70名で、3グループに分けて指導しております。指導者は、昨年度6名でしたが、本年度は1名増員し7名で、児童が安全に活動できるように見守っていただいております。

1点目の今後、参加者が増えた時の対応でございますが、現在、南幌小学校は、体育館と音楽室を主な活動場所としています。今後、参加者が増えた場合につきましては、指導者の確保やグループ分け、展開する学習メニュー及び余裕教室や特別教室の活用も考慮しながら実施していきたいと考えます。

2点目のあそびの達人教室に限定したボランティアの募集についてですが、現在の指導者は、生涯学習サポーターとして登録いただいている方の中から、本事業に即した幅広い人材を活用しており、今後もボランティア活動である生涯学習サポーターの確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長 佐藤(妙)議員 (再質問) 6番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。今回、この子どもの放課後の居場所づくりが国の事業になるほど重要な課題であり、本町でも積極的に取り組んでいただけているというところで大変うれしく思っております。スペース確保の件なんですけれども、今の学童保育と一般児童を合わせて、先ほど御説明いただいたように大半が低学年です。その中には特別学級の子もいらっしゃいます。私も3回ほど見学させていただきましたけれども、子どもの活動範囲というのは大人が思う以上に活発で、高学年と低学年とかが接触して、ちょっと冷やりとしたこともありました。もちろんサポーターの方たちは、本当に全力で安全をしっかりと見守ってくださっていますけれども、参加人数によってはちょっと不安な面も出てくる心配がありました。御答弁のいただいた中で今後もしっかり考えていただけるということだったんですけれども、小学校のスマイルホールも対象に考えていただけるのかという

こともちょっとお聞きしたいと思います。その中で私がちょっと不安に思っていることは、あそびの達人教室は学童保育と一般児童が一緒に学校施設で実施しています。万が一、事故が起きた場合に、保健福祉の学童児童、学童児童は保健福祉課の管轄でありまして、一般児童は教育委員会の管轄なんですけれども、その安全対策の責任はどのように扱われるのかということです。

2点目の質問は、本当にわかりにくい表現でちょっと申しわけなか ったなと思ったんですけれども、私がお伝えしたいことは、子ども放 課後教室の指導員は今言われましたように、生涯学習サポーターに登 録された方にお願いしているわけなんですけれども、あそびの達人教 室の指導員と見守りは専門員として募集してはどうかなと思っており ます。指導員が中心となって企画を運営して、その手助けとなって見 守りの方に見ていただいてはどうかなということです。それで、なぜ その専門指導員が必要なのかと言いますと、登録者数がもう100名 ほどいますね。その大勢の子どもたちを指導する立場から、事前の準 備ですとか専門的な知識とか経験がやはりとても必要とされます。そ れで、生涯学習ボランティアの方はたくさんいらっしゃって、突然来 られて、さあ、やってくださいと言ったとしましても、なかなか初め ての方が来て、大勢の子どもたちを指導してくださいと言ってもちょ っと戸惑うんじゃないかなと思っています。やっぱり慣れていない方 は、ちょっとちゅうちょしてしまうと思うんですよね。それで、毎回、 1週間に1回、木曜日ということで、毎週ということで毎回子どもの 状況を見て、きちっと把握できるような指導員がいることで親も安心 できてきますし、子どもさんたちも慣れている指導員ということで、 とても安心できると思うんです。それで、ぜひあそびの達人教室の単 体としての指導員と見守りということで募集していただければなとい う思いがあるんですけれども、そのこともお聞きいたします。以上で す。

議 長 教 育 長 (再答弁) 教育長。

それでは、佐藤議員の再質問にお答えをいたします。まず、前段のスマイルホールの活用ということでございますが、当然、現在70名を3つに分けてやっているということで、やるメニューによっては、そういうスマイルホールだとか、また、不足した時にそういうものの活用というのが当然、視野の中に入っております。

それと、安全対策の責任ということでございますが、それぞれ放課 後子ども教室、あそびの達人教室、学童保育事業については、それぞれの事業の中でそれなりの保険、そういうものに加入しておりますの で、その事業の中で、例えば放課後子ども教室、あそびの達人教室の 中で事故が起きた場合については、その事業の中での対応、学童保育 の中で起きたものについては学童保育の中での対応という形になろう かと思います。

それと、あそびの達人教室に特化したボランティアの方ということですが、現在、生涯学習サポーターの方については、団体登録、個人登録、それぞれ重複して登録されている方も数多くいらっしゃいます。

謝礼的なものは若干お支払いしておりますが、私は、あくまでも社会教育にかかわるこういうような認識でおります。ですから、専門性にたけた方についていただくことが非常に重要かというような認識もりますが、こういう社会教育の事業の一環としてあらゆる、子どもたちだけでなくてお年寄りの方も含めた、そういう生涯学習サポーターという取り組みをしている関係がございますので、できるだけて、そしている関係がございますので、できるだけて、そしているの団体あるいは個人の方に登録していただければというふうに考えております。ですから、生涯学習サポーターを含めてもうなうに考えております。ですから、生涯学習サポーターを含めてもりないただらとが大事だなということで、引き続きそういう啓蒙活動も行っておりますがよというふうに思っております。議員のほうからもそういうお口添えをいただければ大変ありがたく思います。以上です。

議 長 佐藤(妙)議員 (再々質問)

## 6番 佐藤 妙子議員。

大変、理解させていただきました。今後も安全対策と、そのボランティアの方たちが本当に応援したいという体制づくりをぜひよろしくお願いいたします。

再々質問なんですけれども、この放課後子ども教室は、放課後の子 どもたちを安心安全に地域の人たちが育て、守り、逆に地域の大人も 子どもに元気をもらって、それが子どもを育てていくということにつ ながるんだなということを今回改めて勉強させていただいたわけです けれども、正直なところ、放課後のその部分をなぜ国がプランまで立 てて立ち上げて、ここまで介入するのかということが最初すごく疑問 でした。子どもは自由な遊びの中で自主性を伸ばして、人や自然の中 でけがをしてもそこからたくましく成長するものだとそういうふうに 思っていました。しかし、今の社会でそれだけでは通用しなくなって しまい、もともと家庭での範疇であった安全面とか健康面を行政が解 決すべき問題となったということで、改めてそのことの重大さという ことを感じ、今回質問させていただいたんですけれども、最後に子ど もの自主性と安全の確保についてお聞きしたいと思います。放課後教 室というのは学校施設を利用しています。利用するということは学校 と同じルールがあって、遊びに制限がかかることで自主的な能力が損 なわれる心配もございます。今の子どもたちは当たり前の子ども同士 のいざこざとか、解決する能力が大変低くなっていると。自分たちの 主張が通らないとキレたりする子どもも最近多くなっております。そ ういう中でやはり制限してしまいますよね。その制限次第では自主性 も失われるということで、安全に見守ることに対応できるということ と自主性ということを教育長の思いとしては、どのようにお考えにな っているのかということが1点です。

それと、あともう1つです。今、週末支援ということでテニスをやっておりまして、本当にスポーツをされているということですごくいいと思うんですけれども、今後、英会話とかも導入していかれるとい

いのではないかと思っております。この2点、お願いします。 教育長。

議 長 教育長 (再々答弁)

それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。お答えになる かどうか、ちょっと自分の思いを話させていただきます。まず、社会、 子どもたちだけでなくていろんな分野の中で、ルールの中でものごと を進めると、これは大原則だと思います。ですから、先ほど佐藤議員 がおっしゃった見守りと自主性。見守りするということは何でも制約 をするというふうに私は認識しておりません。一定のルールの中でい ろんな考えを持って行動する。そういうものを伸ばすことも必要だと いうふうに認識しております。そんなことでサポーターの方、いろい ろ御苦労いただいているかと思いますが、時には叱ることもあります し、特には褒めることもあると。うまくその辺を使いながら子どもた ちと接していただけるというふうに感じておりますし、そういうこと が自主性を損ねるということでなくて、あそびの達人教室の中に公民 館長がいろいろと御苦労をいただいて、メニューもかなり新しい。郷 土芸能に触れるだとか本物に触れるだとか、いろんな形の中の事業展 開をしていただいております。そんなことで自主性を重んじた、そう いう事業になっているというふうに認識しておりますし、今後もそう いう事業展開をしていきたいなというふうに考えております。

それと、英会話教室の考えがどうかということでございますが、これは後ほど同僚議員の一般質問にも多分関連した部分が出てくるのかなというふうに考えますが、あくまでも子どもたちに特化したという考え方は今現状では持っておりません。平成30年から小学校の英語教育のあり方というのが見直されてきて、平成32年には子どもたち、小学校高学年にも英語という授業が取り入れられるというような状況下にあるようでございます。そんなことも含めて、町民の社会教育上のものについては、それぞれ公民館事業の中で自主的に事業展開をしている、そういう組織もございますので、そういう形の中で英会話というものが必要になってくればそういうものも活用できればなというふうに考えております。以上です。

議 長 佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

2問目の質問に移らせていただきます。子育て世代への住宅支援について。本町では、平成2年ごろより平成11年ごろまでの間、宅地造成が進み子育て世代の急激な人口増加がありました。それは、本町の新築戸建ての住宅取得が比較的安価で、無理なく子育てしながらでも支払えたことが大きな要因の一つであったと考えます。

子どもたちは生まれ育った町で成長し、進学、就職、結婚とさまざまな形でふるさとである南幌から旅立ち、その後、地元に戻るケースというのはごくわずかです。南幌町をふるさとに持つ、子育て世代となった方たちがリターンし、新しい家庭を築き、生まれ育ったこの町で子育てしたいと思うようになるためには、安心して子どもを育てる住環境が大切だと考えます。しかし、今、子育て世代を取り巻く社会環境と経済状況は不安定要素を抱え厳しい状況です。そこで本町での子育て世代に対しての住宅支援について3点伺います。

1本町の子育て支援住宅は不足していると思うが、増設の考えは。

2子育て世代の定住を促すために、今後、新築や住宅購入者に対して固定資産税の減免や免除などを取り入れる考えはないか。

3 民間賃貸住宅に入居している子育て世代に対する家賃助成を取り 入れる考えはないか。以上です。

議 長 町 長 町長。

子育て世帯への住宅支援についての御質問にお答えいたします。

子育て世代を取り巻く不安定な社会環境と経済状況は、本町のみならず全国的な状況にあると認識をいたしております。このような状況の中、本町では第5期総合計画の基本構想重点プログラムにおいて、子どもをみんなで育てるまちづくりを目指し、児童生徒の医療費助成を初め、各種の支援策の強化に努めていくこととしていますが、住宅政策の一環といたしましては、今後迎える全国的な超少子高齢化社会への対応と、本町の抱える住宅特性及び財政状況を踏まえました政策展開が必要と考えております。なお、本町の子育ての支援事業は、乳幼児から高校生までを対象として、それぞれの担当所管課において事業を取り組んでおります。

1点目の御質問にお答えいたします。ただいま、本町で展開しております子育て支援住宅は、元教員住宅を活用した公共賃貸住宅事業の一環といたしまして、特に公募要件に中学生までが同居することを条件とし、現在4戸の共同住宅を提供しております。公営住宅並みの入居資格・家賃形態であることから、公営住宅の特定目的住宅としての区分に準じた内容であります。この後は、次期総合計画の策定時に町公営住宅の建設計画にシルバーハウジングとあわせて子育て支援住宅供給の検討を行っていきたいと考えますが、現在の公営住宅制度では、同居する子どもが就学前から小学校卒業までの間を入居期間として取り扱われているところです。

2点目の御質問にお答えいたします。現在、地方税法における新築住宅に係る固定資産税の減免が制度化されており、一般住宅では3年間、長期優良住宅では5年間、それぞれ住宅部分に係る固定資産税を2分の1に軽減しているところであり、住宅用地においても面積要件はあるものの特例措置が適用され、平成26年度課税ベースでは33世帯が軽減措置の適用となっております。御質問の今後、新築住宅購入者を対象とした子育て世帯に係る減免等の制度化については、既存住宅での子育て世帯との税負担の公平性などから難しいものと判断をしております。

3点目についてお答えいたします。本町では民間賃貸住宅入居者への家賃助成については、いまだ詳細な検討には至ってはおりませんが、他の自治体が行っています賃貸住宅入居者への支援要件の例としましては、公営住宅制度と同様に小学生や義務教育卒業、18歳までの子どもが同居する世帯を対象としているところです。本町では、今後想定されます戸建住宅の賃貸住宅化など、同じ賃貸住宅への支援事業であることの目線から、本町の住宅特性に合った支援策を次期総合計画策定時の公営住宅の建設計画とあわせて検討を行ってまいりたいと考

えております。

議 長 佐藤(妙)議員 (再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。今、この人口減少問題を考えていく時に、やはり町の子育で住宅対策というのは大きなポイントになるのではないかと思っております。今、若い子育で世代の方たちが住宅ローンを組めないという若者が増えてきているということも聞いております。子どもができても教育費や今後の景気の動向を考えると持ち家も諦めなくてはいけないなという若者の声もよく聞きます。経済的不安が結婚や出産にブレーキをかけているようでございます。だからこそ、子育で住宅が南幌にあるということで、ゆとりを持って子どもを育て、経済的にゆとりが出てきたら本町の住宅団地をお勧めすることもで、経済的にゆとりが出てきたら本町の住宅団地をお勧めすることもできると思います。やはり現在の4軒だけというのは子育でをしっかりしている町とは言えないのではないかなと思います。増築だけを考えるのではなくて、町営住宅の一部を子育で住宅にするとか、そういうことも考えられると思います。そこのところで1つ質問いたします。

それとまた、Uターン招致ということでも子育て住宅は大きな効果 をもたらすのではないでしょうか。親が本町の住宅団地に住んでいる 方がたくさんいらっしゃいます。本町から出ていった子どもたちを呼 び戻す施策として子育て住宅というのは効果があるのではないかなと 感じております。今は親も子も同居するよりも近くに住むことを希望 される方が結構多いんですね。それで、親がそばにいて子育てが安心 できる条件が整えば子どもは帰ってくるチャンスがあるのではないか と、そのように考えております。なぜそういうふうに思うのかという 理由としまして、南幌町から出ていった子どもたちが、自分たちがこ こで生まれ育った町で愛着があるということと、子育てに適した自然 環境ということを頭だけではなくて、やはり育っているわけですから、 体で感じているわけです。それで、ここの町は都市部にも通勤がしや すいということもわかっておりますし、共稼ぎでも親のそばにいるの で安心して子育ての応援もしてもらえる。将来、自分たちの子どもが 大きくなって、町から出ていったとしても、親の介護が地元で近くで できるというメリットもあると思います。そういうところから、今、 町長も言われたように町の財政的なこと、またメンテナンスにこれか らいろんなものもかかると思います。ですけれども、今のうちに将来 性があることに投資をするということも大事ではないかなという思い がありますので、ぜひそこのところを考えていただきたいなと思って おります。

それで、2番目の子育て持ち家住宅者に対しての支援なんですけれども、先ほどの御説明でいろいろ難しい部分もあるんだなということもわかりましたけれども、それであれば何か違う形で持ち家住宅者に対して支援を、私もこれからちょっと考えていきたいなと思っております。

3番目の一般賃貸住宅の家賃補助なんですけれども、検討していただけるということでちょっと期待しているんですけれども、本町は人口の割合からすると公営住宅、また子育て住宅が充実しているとは言

えないと思います。住宅の新規購入者でも子育て世代では、先ほどお話ししましたように所得が低いということで難しくなって、こうなると一般賃貸住宅しか入ることができない。子育て世帯だけではなく、これからこの町で子どもを産んでもらうためには、新婚世帯の支援対策としても重要になってくると思うんですね。それで、子育て世帯だけではなく新婚世帯も家賃の補助として対象として考えていただくことはできないのかなという思いではおります。

いろいろちょっと話しましたけれども、本当に本町も人口消滅都市としていろんなマスコミとかいろんな所で騒がれておりますけれども、そうなるかならないかはやっぱり今後の町の運営次第だと思うんですね。そういう部分で、まず住む所という部分で考えていただきたいと思っております。るる何点か、また町長に再質問させていただきます。

議 長 町 長 (再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えします。ちょっと漏れていたら後で言っ ていただきたいと思います。町営住宅は、ちゃんと基準があって目的 がございます。それで特化するのはなかなか難しいので、先ほど教員 住宅などを代用して今やっているところであります。それと、うちの 年間を通して空き部屋がそんなにない。そんな状況なので何戸もそれ に特化して使っちゃうと、また、低所得者が困っている、町有住宅が ないという御指摘をいただく自体になりかねません。高齢者もかなり 増えてきて、所得のない方々も増えてきておりますから、それを全部 把握して、片一方では高齢者支援制度、片一方では子育て支援、物は 1つしかないので、町営住宅というのは。なかなかこれは厳しい分野 であると。思いはわかりますけれども、非常に難しいのかなというふ うに思っております。それから、子育て環境が非常に悪いんだという 御指摘をいただきましたけども、最近来ていただいた若い奥さんたち には、我が町の子育て支援策、かなりいろんなものをやっていただい ているという御理解をいただいております。私は住宅が確かに必要な のがありますけれども、やはり札幌近郊で雇用環境が良くならない限 りは若い人の定住は増えない。現在の中で行きますと、これは札幌市 ももう陰りが入って、これから下がる道になっているんですが、若い 人のやっぱり労働環境、雇用環境、それから、奥さん方のパートの環 境に非常に厳しさがあるというようなことから、なかなか持ち家を持 っていくというのは非常に厳しい状況にあるのではないかなというふ うに思っております。それで、うちの住宅政策の中でマスタープラン やら住宅プランやらいろいろやっています。その中で、今後、当然、 町の公営住宅、前に御質問いただきましたね、古い公営住宅、こんな のでいいのかと。いろんなことがございますので、そういう全体を通 じながら1つだけ特化してやるわけにいかないというふうに認識を私 はしております。全体を見渡してどうあるべきか。これは先ほど答弁 させてもらったシルバーハウジングの問題もあります。それから低所 得者の問題もあります。そして、子育ての大事な住宅をどうするかと いう問題もありますので、全体を見ながら、うちの今ある公営住宅を

見ながら、今後に展開していくべきではないかなというふうに思って おりますので、急にこれを今すぐできますよというふうにはなかなか 厳しさがあるのではないかなと思っています。

それから、賃貸住宅の援助についても、これもなかなか難しい問題が当然出てきます。子育て世代だけで本当に強化していいのかどうか。そういういろんな全体政策の中で私どもは、どう住宅の供給ができるのか。あるいは賃貸も含めて今後のあり方を考えていかなければなりませんので、今、ちょうどその大事な過渡期になるのではないかなというふうに思っております。何とか少子高齢化の高い町というレッテルは剝がしたいなと思っていますが、その辺のしっかりした政策を、今、こうだから今これだけに特化してという話になると、また後で逆戻りになったり、ほかの政策が行き届かなくなったりとありますので、うちの今の状況を踏まえながら今後、議員御指摘のものも含めて検討してまいりたいなというふうに考えております。

議 佐藤(妙)議員 (再々質問) 6番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。私は子育て支援が南幌町が決して悪 いというそういう思ではございません。何とか子どもたちに帰ってき てほしい。本町ではこれまで多くの子どもたちがこの町を離れていき ました。今後加速する南幌町の高齢化に歯止めをかけるのは、この町 で育った子どもたちが戻ってきやすい住環境づくりが重要なのではな いのかなという、そういう部分のテーマで今回話しをさせていただい たわけですけれども、雇用のことで先ほど町長もお話ししていただき ましたけれども、南幌町にたくさんの方が入ってきた時に急速に南幌 町が伸びまして、子育て世代がたくさん入ってきました。その時にそ の方たちが南幌町の財政とか医療とか学校とか商工会とかいろんなこ とをしっかり学んで来られた方がいるかなと思った時に、そうではな いと思うんですね。やはり自然の中で伸び伸びと子どもを育てたいと。 車があれば生活に不便はない。やはり広い家に手頃な住宅ローンで住 むことができるということが、皆さん、たくさん入ってきた大きな要 因となったと思います。若者の子育て世代に住みやすい住宅対策を進 めることによって、この町で子どもを産んでもらうという、そういう 政策も考えていただきたいなということでお話しさせていただきまし た。本当にこれからどんどん高齢化問題も進んでまいります。定年を 迎えて、住宅団地の方たちは住宅ローンを払ったら出ていきたいなと いう声も結構ちらほら聞こえております。そういう人たちをいかにど ういうふうに食いとどめたらいいんだろうという思いで、住宅問題と 関連して今日質問させていただいたわけでございます。

それで最後に、子育て支援住宅なんですけれども、先ほどから町長もいろいろお話がありまして、子育てだけに特化はできない、いろんなもので考えていかなくちゃいけないというお話もありました。私もそのお気持ちはすごくわかります。ただ、今、いろんな町で子育てに来てもらいたいということで、一戸建ての住宅をつくって、やっぱり伸び伸びと子どもたちに育ってほしいという。一戸建ての公的な住宅を建てている市町村も出てきました。そういうことで、南幌町も地の

利というか、広い土地がありますので、そういうことも将来的には考えられるんじゃないかなと思うんですね。私もこれから先進地に視察に行ってしっかり勉強してきますので、ぜひ町としても検討課題として積極的に取り組んでいただけるような思いがどうか、最後に聞かせていただきたいと思います。

議 長町 長 (再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。子育てだけに特化するわ けではないんですが、私どもは住宅政策でやっぱりいろんな方に利用 していただく、町の財産でありますから、できるだけ広い範囲で使っ ていただきたいというふうに思っております。ただ、うちの町の状況 から考えて、これから大きな住宅を建てて、皆さんに貸し出すという ことは町の負担が相当出ていくことになりますから、それが可能かど うか。それと、本当に若者世代がそのぐらいにうちに帰ってきたいと いう分野がどのぐらいあるのか。高校あるいは大学を卒業して、うち の町の子どもさんがどこに行っているかという状況を把握されている かどうか。そんなことも含めて今、道内では非常に就職口がなくて、 札幌も含めて、大学卒業あるいは高校の就職がないと皆さんが本州に 行かれている今の状況。それを私は今、国のほうで一極集中の東京じ やない、あるいは名古屋だとか大阪に集中しない、地方にも雇用の場 を、そして、若者が住みやすい環境づくりは、ある程度国がやってい ただけなければ、どこまでも個人の財産が町がやっていくよというこ とには私はならないと思います。ですから、いろんなことをこれから また検討はしなければなりません。前回言われたのは、公営住宅が少 ないと言われているから、それもどうしようかと今考えている中であ ります。そういう一連の中で普通の住宅あるいはシルバーの住宅、子 育ての住宅をどう構築していくかというのがこれからの課題だろうと 思っておりますので、次期総合計画も含めてそういうように検討して まいりたいなと思っています。いろんな状況がありますので、一概に 住宅だけが良くなったから人に来ていただけるかということではあり ませんので、いろんなものでトライをしながら、やはり発展していく 町には若い人が必要なのでありますから。我が町もそういう部分で何 かできる部分、これからはそれも探りながら若い人たちがやはりこう いう自然を含めた中で子育てできる環境、非常にすばらしいと言って いただいておりますので、そういう思いも何とかやりくりの中ででき ないかということを今後検討してまいりたいなと思います。

議長

以上で佐藤妙子議員の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩をいたします。

(午前10時35分)

(午前10時45分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

一般質問、4問させていただきます。

まず1つ目です。住宅情報の窓口開設を、ということで町長に伺います。第5期総合計画・後期基本計画の中で、継続、拡充となってい

る事業の中に広聴活動事業があります。観光情報や住宅団地情報を町内外にPRし、南幌の魅力をアピールするとしています。人口流出になかなか歯止めがかからず、このままでは人口8,000人を下回ることになるのではないかと危惧されます。本町には、住宅供給公社の700戸の土地のほかに中古住宅が多数存在します。空き家になって買い手が決まらない住宅や、高齢化により転居し空き家になっている住宅の実態は把握されているのか。中古物件は、不動産会社を経由するため町で情報を得ることは難しいのかも知れませんが、町のホームページで紹介することにより移住したいと考えている方への情報提供につながります。町は情報提供だけで、問い合わせは住宅メーカーや不動産として掲載できないのか。地域で支えあう行動力と活力のある南幌と後期基本計画が策定されています。町長はどのようにお考えか伺います。

議 長 町 長 町長。

熊木議員の住宅情報の窓口開設を、との御質問にお答えいたします。 町内における空き家の状況については、先ほど同僚議員の御質問の 中でお答えしたとおりですが、中古住宅に関する問い合わせについて は、新聞折り込み広告等による不動産仲介業者の紹介を行っているほ か、賃貸アパートについては所有者からの情報をもとに空いている物 件の紹介を行っているところであります。議員御指摘のとおり中古物 件の情報提供により移住定住の促進にもつながることが考えられるこ とから、今後において、町ホームページにおける空き家物件の情報発 信について、空き家・空き地情報バンク制度の拡充を含め、北海道宅 地建物取引業協会や民間不動産業者との協議を進めてまいりたいと考 えております。

議 長熊木議員 (再質問)

1番 熊木 惠子議員。

再質問させていただきます。今、町長の答弁の中で空き家・空き地 情報バンク制度の拡充を含め今後協議を進めてまいりたいという答弁 をいただきました。その答弁からすると、今よりは少し広がってくる のかなと考えます。私は、後期計画の中でいろいろ示されているのと、 町のホームページの中でもまちづくり課の担当者がこのような言葉で 書いています。私たちが責任を持って御相談させていただきますと。 この力強い言葉で移住促進を促しています。その言葉を読んだ時に、 やっぱりその真剣さというのが伝わってくるなと思ったんです。確か にこれは移住促進、それから、700戸の住宅ということに限られて いるのかなとも思うんですけれども、先ほどの同僚議員の質問の中で も空き家状況の把握ということで68カ所というふうにされていまし たし、町長答弁の中でも言われていましたけれども、私たちが新聞折 り込みとか、あと電柱とかに空き家の情報を貼っているのを見て、あ あ、そうか、そこもなんだというふうに思ったりします。それから、 あまりくまなく町を歩くということはできないんですけれども、例え ば、何々町、何々町と行った時に、つい最近までは住んでいた所が続 けざまに空き家になっているという状況を見ると、やはりその状況は 地図にきちんと落として、ここには何戸の空き家と思われる所がある

という形で、やっぱり一度きちんと押さえなければだめではないかなと思います。一度、委員会、予算か決算でしたか、その委員会の中でもその辺の状況をつかめないのかということを質問したことがあるんですけれども、なかなか売りに出されるということだけではなくて、たまたまちょっとの期間いないとか、その辺の状況がなかなか把握できないというのも実際には町のほうもやっぱり手をこまねくというところはあるかと思うんですよね。でも、先ほどの同僚議員の質問の中でも、やはり私もこの質問を組み立てる時に、防犯とか火災とか非行だとかいろんなことが起きてきしまってからでは、起きた時にやっぱりその責任を問われるのはその住宅がある町だと思うんですよね。ですから、そういうことにならないための施策というものをやっぱり今から用意していかなくちゃだめではないかなと思いました。

それで、先ほどの答弁の中で空き家・空き地情報バンク制度の拡充というふうに言っているんですけれども、具体的にはどのようにされるのか。あと、ホームページで見ますと、住宅1、2、3、4とぐらいで出ていますけども、私はもっとそれが開いたら南幌町の中古住宅とかがこれだけありますということで、開いて、そこに地図とかがらとかがこれだけありますということで、開いて、そこに地図とかがら生宅を探してこられる方が一気に見られるというか、そういうことが必要ではないかなと思うんですよね。それによって、移住を考えている人が南幌町を選択することにつながっていくかと思うので、ぜひそこの開設の仕方は工夫したものでやってほしいなと思います。近隣でも町のホームページにリンクを貼ってすごく見やすいような形で取り組まれている所もあります。ですから、やっぱりそういうのを参考にしながら、ぜひやってほしいと思います。

あと、先ほどの質問の中でも人口減少を食い止めるということでいろいろ私も考えますし、そういう中で本町の魅力というものを十分アピールするというか、そういうことの一つにホームページを活用して、住宅情報だけではなくて、南幌町のことを知ってもらって移住してもらうということの施策につながればいいかと思うので、その辺で具体的に考えていることがあればお知らせ願いたいと思います。

議 長 町 長 (再質問) 町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。情報発信という意味では、今、ホームページ、今年の予算でもいただきましたようにリニューアルするということの中で、よりよい方向を出していきたいなと思っていますが、当然、先ほど申し上げたように不動産業者やら建物取引協会とかいろいろあるので、そことちゃんと打ち合わせをしないと、勝手にやるわけにはいかないという分野と、今のホームページを見ていただいたと思うんですが、バナー広告みたいに出してくれれば一番いいんでしょうけども、1つ、町が全部やっちゃうとどの業種も町が全部やらなきゃならないという問題が当然出てきますので、その辺が不動産業者の一業者だけやったら、そういう問題がまた出てきますから、いろんな業者が今うちに入っている。特に市街地の空き家につきましては、ほとんど不動産業者が入っております。中には、古い、昔から

の行政区の空き家については、これは入っているのと入っていないの と両方あると思うんですが、最近、いろんな新聞を見ていただいたら わかると思うんですが、物件の情報がうちの町がほとんど今出ない。 それだけ需用の高い町のようであります。不動産業者あるいは買う人 にとっては。ですから、高い新聞の広告をかけないで、何か取引が行 われる、不動産業の中でもう既に行われているというようなことで、 人の入れ替わりが非常にうちの町は激しいということのようでありま す。ですから、この辺が慎重を期して何でも出せばいいというもので はないので。そういう業種があるわけでありますので。業界に不便を かけない、そして、皆さんに喜んでいただけるという分野であります ので、私どもも空き家というか、やっぱり不動産にかかっている空き 家とかかっていない空き家と両方あるので、その見きわめが非常に難 しい。それから、議員から御指摘があったように、長期空けていると いうのもありますから、そんなこともあって、なかなか個人の情報が 入りづらいというのも現実としてあるものですから、その辺はいろい ろ見きわめながら。当然、アピールするものについては、できるもの については、ホームページ等々を使ってアピールはしていきたいと思 っておりますので、先ほど答弁させていただいたように、いろんな業 界との摩擦にならないように協議を進めて、よりよい方向に持ってい きたいなというふうに思っております。

議 長熊木議員 (再々質問)

1番 熊木 惠子議員。

再々質問させていただきますが、先ほど、68戸の空き家があるという答弁でしたけれども、その68戸の中には不動産で古いというか、例えば、中央団地とかそういう中には結構古い家で、高齢になって住まわれなくなって空いている所の押さえだけなのか、それとも、住宅を売って出ていった戸数も含まれるのか、その辺をちょっと確認させてください。

それから、今、町長は南幌町が人気の高い所だということでそんなに載らないということだったんですけれども、広告にはずいぶん載って、空き家があるように思われるんですけれども、その辺の押さえというか、先ほど言ったように長期というか半年とかいないとかということだけではなくて、その辺の押さえは、例えば住民票を移したからそこが空き家になったことがわかるだけなのか、それ以外でつかむ方法というのは町としては全くないのか、その辺をちょっと伺います。

それから、ホームページだけでいろいろとやるというのも難しいことは確かにあるかと思うんですけれども、今のままいつまでもずっと8線の8号とかという所が一番にポンと出てきてというところから、なかなか変わっていかないというところでは、じゃあ、あの4軒のほかにもっと広く載せる方法で、早く載せるということが今すぐ取り組むことはできないのかどうか。その辺は先ほどの不動産関係とのいろいろな調整というものがすごく必要で、それにはもっともっと時間がかかると思っているのか、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 (再々答弁)

熊木議員の再々質問にお答えしますけれども、先ほど68戸と言い ました空き家の情報でございますが、とりあえず押さえているという ことでございまして、はっきりしているのは農家地区、もう住んでい ないというのがあって、それが43戸、それから、市街地で25戸の ようであります。ただ、これ、市街地は特定できないので。先ほど言 ったいろんなことがありますので。あるいは不動産に行っている場合 もありますから。あるいは競売にかかっているとか、いろんな問題が 出てくるので、実際すぐ押さえられるかといったら、そういうことで はなかなか難しい物件のようであります。できるだけ押さえるように はしておりますけれども、家族でも1人しか住民票を持っていかなか ったりするから、その辺は押さえづらいと思います。特に今、個人情 報の問題がございますから、なかなか昔と違って簡単に押さえられる ということにはならないんじゃないかなというふうに思っておりま す。どちらにしても、こちらの部分でいろいろ手を打ってやっていた だいて、うちの町のホームページも出しているんですが、依頼のない ものは出せないんですよね。あったものは全部出しておりますから。 それはお知り合いの方がいましたら、ぜひ町に勧めていただければあ りがたいんですが。皆さんがそうだと言ったって、本人が違うと言わ れたらこれはどうしようもないので。あくまでも本人の申し出がない と、なかなか町が勝手に空き家ですからありますよなんていう話には 私はならないと思っておりますので、身内あるいは身元引き受けの 方々が、誰かが何かのアクションを起こしていただかなければ簡単に 情報としては出せないと。それは今、皆さんが思うようになかなか進 まないというのが。もっと早くすれと言われても、いっぱいあって出 していないのならいいんですが、そうやって言って初めて来て載せる 状況がありますので。ホームページの状況もわからないという方もお られると思いますので。まあ、広報なんかでもそうやって出してはい るんですけれども、なかなか周知がされていないのか、その辺がちょ っと把握はできませんけれども、町に来られればすぐ出すように、で きるだけ速やかに出せるようにはしている状況でありますので。見や すい部分も含めて情報発信が速やかにできるようには努めていきたい なというふうに思っております。

議 長熊木議員 (再々々質問)

1番 熊木 惠子議員。

すみません、再々々なんですけどもいいでしょうか。 1 点だけ確認して、返事をいただいていないと思うんですけれども、空き家・空き地情報バンク制度の拡充を含め今後協議を進めていくと答弁されたんですけども、それは具体的にはどういう形でされるのか、そこの 1 点、ちょっとお答えをいただいていないと思うんですけど、お願いいたします。

議長

町長。

町 長 (再々々答弁)

それは再々質問にお答えいたしますけれども、一番最初に言った、 そういう業界とちゃんとやらないと町が勝手にやるというわけにはい かないので、そういう所と協議をしてオーケーが出ないとなかなか難 しいのかなと。行政がやる場合については、きちんとルールは守らな ければなりませんので、そういう協会がございますので。あるいは、 民間不動産屋さんがそういう思いでおられるのかどうかもわかりませんので、それらを協議させていただいて、よりよい方向に行きたいな というふうに思っています。

議 長 熊木議員

1番 熊木 惠子議員。

2問目に移らせていただきます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの全額助成について。肺炎球菌による感染症にかかることの多いのは、5歳未満の乳幼児や65歳以上の方といわれています。見た目は元気そうでも免疫機能が低下し始め、感染症にかかりやすくなるようです。現在、肺炎は日本人の死因の中で、がん、心疾患に続いて第3位となり、肺炎で亡くなる方は年間12万人で、そのうち96.8%が65歳以上と報告されています。肺炎にかからないためには、ワクチン接種等の予防対策が必要です。

本町では、65歳以上の高齢者を対象とした予防接種の費用助成に 取り組まれていますが、接種率の向上に努めるための方法を伺います。 肺炎の重症化を予防し、元気に日常生活を送ることのできる高齢者を 応援するためにも、全額助成することが必要ではないでしょうか。1 回の接種で5年間効力があるとされています。肺炎による合併症や感 染を予防することは、医療費の抑制にもつながるものと思います。町 長のお考えを伺います。

議 長 町 長

町長。

高齢者肺炎球菌ワクチンの全額助成についての御質問にお答えいた します。

成人の肺炎のうち肺炎球菌によるものは25%から40%を占めており、特に高齢者の重篤化が問題となっています。このような状況を踏まえ、本町においては、道内市町村の中でもいち早く平成23年度から町の単独施策として65歳以上の方に予防接種費用の半額を助成し、高齢者の肺炎の罹患予防に取り組んできておりますが、今年7月の予防接種法の改正により10月1日から、この予防接種は定期予防接種となり、65歳以上の方が全員対象となるよう定められたところであります。定期予防接種では、接種対象年齢が5歳刻みで設定されていることから、本町としては、これに加えて平成26年度に限り対象にならない方で、健康上の理由等で来年度以降の接種まで待つことに不安のある方を町独自の予防接種費用助成事業で対応していくこととしております。また、より多くの方に接種していただけるよう、対象者への個人周知や町広報等などの活用にあわせて、老人クラブでの健康教育などあらゆる機会を通じて周知し、接種率の向上に努めてまいります。

なお、接種料金の全額助成につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は、定期予防接種の中でも個人の予防に重点が置かれているB類疾病とされていることや、これまで成人の方を対象とした各種健診や高齢者インフルエンザ予防接種については、町民の皆さまにもご負担をいただいていることから、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種につきましても同様の考えのもと、これまでどおり、接種費用の半額

程度のご負担をいただき実施してまいりたいと考えております。

議 長熊木議員 (再質問)

1番 能木 惠子議員。

再質問します。国の制度、予防接種のところで10月1日から定期 予防接種となるということで拡大されるなと思います。

それから、本町で取り組んでいる事業が、ほかの自治体とか近隣に 比べても、私、以前にも話しましたけれども、やはり先に予防医療と いうこととかいろんな施策を取り組んでいるということは評価できる ものと思っています。これを全額助成できないかということで今、全 額助成は難しいということだったんですけれども、この肺炎球菌ワク チンが毎年毎年打たなくちゃだめだということだとあれですけども、 やはり効力が5年間あるということでは、町がそれを真剣に取り組む ことによって肺炎で亡くなる方を少なくする、それから、やっぱりそ れは突き詰めていくと医療費の抑制に大きくつながっていくものと思 うんですよね。ですから、それを一遍に全部を対象にしてやれという ことはもちろん言わないです。だから、年代を区切ってというか、今 年度は何歳から、まあ、65歳からですから、高齢者の状態だとか何 かその辺のことを考えて実施できないものかなと思うんです。1回の 費用が7,000円と聞いています。その半額を今助成しているとい うことで、じゃあ、その3,500円が受けられる本人にとってすご く高いものかと言われると、やっぱり自分で自分の健康を守るという 意味では決して高いとも言えないかもしれないんですけれども、やは りせっかくいい施策をいろいろ持っておられるのですから、そこ中に 1つ加えて、そこで予算を検討してみてはいかがかと思います。

それから、昨年度の平成25年度の決算資料の中でも、肺炎球菌ワクチンを受けられている方が確か102名と書かれていたと思うんですけれども、今後の取り組みで後期計画の中でも啓蒙とかいろいろ広げていきたいというふうに書かれていますけども、具体的には今、広報とかでも周知するということとか老人クラブとかでも健康教育などでというふうにあるんですけれども、その取り組みをもし今、考えておられれば、後期計画に書いていたほかに何かがあれば教えてほしいと思います。以上です。

議 長 町 長 (再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。いろいろ御提案もありましたけれども、この基準というのは非常に難しい。個人差、年代別でも病気している方、元気な方が。80歳でも俺は元気だと。まだ打たなくていいと。これはなかなか難しいんですよね。だから、あくまでも本人がどう自覚して、あるいは家族の方がもうそろそろ受けたらいよと。そういう啓蒙活動は、これは老人会やらいろいろな機会を通じて保健指導の中でもやっていきますし、当然、5歳刻みになりましたから個人周知をしますので、それを重点にしながら受けていただく環境づくりはしていきたいものというふうに思っております。私は、やはり当然、個人負担もあるべきだと思っています。全部、町が持つべきかどうかというのはなかなか私は今、皆さんにいろんなことに御負担をいただいてやっとここまで来たのに、今そんな状況にあるのかど

うか。お年寄りが心配しているのは、町がそんなにして助成していいのかと、そういう声もあるわけだから、全額というのはやっぱりどうかなという声は私の所にはいろんな声が。それより、そうやって設定ができないんですね。65歳から全部だから、そうしたら65歳に全部出せと。私は70歳までは元気だから70歳過ぎたら打つとか、そういういろんな背景がございますので、これはなかなか一定にかけていくというわけにはいきません。今年は先ほども答弁させていただいたように、限って65歳にならない人でも病気でちょっと心配ある方はやっていよというお話もさせていただいておりますので、そんな中で5歳刻みの時に本人あるいは家族を含めて、受ける、受けないたやっぱり啓蒙活動が一番ではないかなと私は思っていますので、お年寄りの機会があるごとにそういう話をさせていただいて、できるだけ受けていただく、それが一番よろしいんじゃないかなとそんなふうに思っています。

議 長 熊木議員 (再々質問) 1番 熊木 惠子議員。

ちょっと見解が違うところもありますけれども、何が何でも、何でも全額助成すべきだということを申し上げているつもりもありません。では、ちょっと質問しますけれども、本町で今まで接種していた年代で、先ほど町長が言われたように、私の周りでもまだまだ元気だからまだ受けないんだわという人もいますし、早く受けてきて安心したわという人もいます。それはやっぱり個人の考え方の違いということもあるので強制はできないと思っていますけれども、今まで接種された方の中で60代から70代、80代と、その年代の中でどの年代が一番多いのか。それから、肺炎で亡くなった方のおおよその人数というか、それがもし、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、啓蒙の仕方で、先ほどいろいろ取り組みのことをお話しされましたけれども、やはり保健師さんとか保険福祉課のほうからいろいろお話しをされるというところでは、やっぱりすごく真剣に耳を傾けて聞かれると思うんですよね。ですから、今までも地域に出て、そういう活動とかをされていますけれども、今後取り組む中で何か特に気をつけて、もっとこういうところをやりたいと思っていることがもし担当の中であれば伺いたいと思います。

議長町長(再々答弁)

町長。

数字的なものと今取り組んでいるものについては、担当課長から説明を申し上げます。

保健福祉課長。

議 長 保健福祉課長 (再々答弁)

熊木議員の御質問にお答えいたします。平成23年度から26年度まで4カ年実施してきておりますけれども、今年の7月1日現在の数字でございます。65歳以上の対象者数が2,269人おりまして、4年間で接種済みの高齢者の方は361人ということで、15.9%の方が高齢者肺炎球菌ワクチンを接種しているところでございます。年代別にどの年代が多いかということでございますけれども、3カ年の統計的な数字でございますけれども、70代の方がやはり一番多く接種されておりまして、全体の42.3%を占めております。その後

は80代というふうになっているんですけど、なかなかやっぱり65歳に到達したからすぐ高齢者肺炎球菌ワクチンを接種する方というのは非常に少ない状況になっております。

続いて、肺炎で何人亡くなられた方がいるのかということなんですけど、申しわけありません、ちょっと資料等を持ってきておりませんので、戻ったらわかるんですけれども今の段階ではお答えすることはできません。

それと、推進方策でございますけれども、先ほど町長が説明していましたように、やはり小さな町ですので個人勧奨という強みがありますので、個人勧奨を重点にあらゆる機会で健康の意識づけだとか各種健診、予防接種等の推進を展開していきたいというふうに考えています。以上です。

議 長 熊木議員

1番 熊木 惠子議員。

では、3問目に移ります。3問目は、灯油購入費助成事業の実施を、ということで町長に伺います。4月からの消費税8%増税に伴い町民の生活への影響が表れていると思います。特に、灯油価格が高騰し、このまま冬季生活を迎えることへの不安の声が聞かれます。本町では、平成19年度、20年度、24年度、25年度と4回、灯油購入費助成事業を実施し、該当する町民からは大変喜ばれています。例年、緊急的に北海道の補助事業として取り組まれる状況ですが、今年度の実施についてどのようにお考えか伺います。

また、本町の制度として、灯油価格の変動にかかわらず実施することも必要と思います。そのほかに冬季生活支援としてどのような施策をお考えか伺います。

議 長 町 長 町長。

灯油購入費助成事業の実施を、の御質問にお答えいたします。

本町における灯油購入費助成事業であります、あったか灯油支給事 業につきましては、議員も御承知のとおりこれまで短期間で急激な灯 油価格の上昇が見られた平成19年度、20年度、24年度、25年 度に道の交付金も活用しながら緊急対策事業として実施し、対象とな ったいわゆる生活弱者世帯の冬季の生活支援という意味においては、 大きな役割を果たしてきたと思っております。この事業を実施する上 で重要な判断材料になるのが灯油価格の推移でありますが、本年度に つきましては、国際情勢や国の経済政策の一つであります円安、4月 からの消費税率の引き上げなどの影響もあり、現在、町の契約単価で も1リットル当たり100円を超える状況が続いてはいるものの、急 激な上昇の兆しはなく経過しているところであります。このような中、 非課税世帯に限らず全ての家計にとって、現在の灯油価格は大きな負 担になっていると認識しており、価格変動にかかわらず灯油購入費助 成事業を実施するということは、この財源の一部を負担していただく 納税者の理解を得ることも必要であると考えております。以上のこと を踏まえ、本年度の灯油購入費助成事業につきましては、灯油価格の 推移を見守りながら、広く町民から理解され、より一層の事業効果が 図られる助成事業となるよう、そのあり方を現在、見直し検討してい

るところであります。

また、その他の冬季生活支援につきましては、高齢者や障がい者の みの世帯で、疾病等により除雪作業が困難な方を対象とした除雪サー ビス事業を継続実施してまいります。

議 長熊木議員 (再質問)

1番 熊木 惠子議員。

ただいま答弁いただきまして、1リットル当たり100円を超えている状況ということで、今後もガソリンとかもなかなか下がらなくて、変動していて、高止まりというかそういう状況に今なっていると思うんですよね。灯油価格もやっぱり皆さん、これから冬、灯油をたくさん炊かなければならない地域に住んでいる者にとっては本当に気になるところだと思います。今年度は取り組まれるのかどうかということうをまず1点。

それから、先ほども公平感とかいろいろというのも同僚議員の質問の中にありましたけれども、財源の一部を負担していただく納税者の理解を得られるというところでは、それも慎重にということだと思うんですけれども、本来ならば本当にみんなに交付金とかでその補助があればいいなと思うんですけれども、やはり厳しい生活を送られている方にとっては本当に命綱と思われるんですよね。ですから、どういうふうに取り組まれるかということがすごく大きな関心事だと思います。私は、毎年毎年その変動によって道の交付金とかがあるからやるとかやらないとかではなくて、やはりこういう制度を設けるということが難しいたいと思います。

それから、今まで8,000円が初めで、その次が1万円ということで支給していましたけれども、今後、もし道の事業とかが決まった時に、やっぱりその支給金額も現状のままで行くのか、それの変動があるのかどうか、その辺ももし考えていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、冬季生活の支援として除雪サービス事業ということでありますけれども、昨年の実績の中で41件でしたか、高齢者の除雪サービスを受けられているというふうに資料の中では出ています。以前にも、隣近所で除雪の負担とかそういうのをちょっと援助できるような体制が組めないかということも前に出されていたかと思うんですけども、業者とかもなかなか受ける人が少なくなって、町のほうでも、その枠を広げるのは大変だということを以前何かでお話しされたと思います。だけれども実際には高齢者で、そこに住んでいて、冬の除雪が本当に大変だということで、やはり行く行くはこの町から引っ越していこうというふうに考えている人も少なくありません。ですからそういう意味では、もう少し除雪サービス事業の枠を広げるということは考えられないのか。

それからもう1点、町内会とかでごみ当番とかに当たった人が、ご みポストの所の除雪をしてというのを各町内会で、いろんなやり方は あると思うんですけど取り組まれていると思います。その町内会によ っては独居の方とか高齢の方はそこから除いて冬の間、その作業はしないということになって、配慮している所もあるんですけれども、やはり精神的な負担というか申し訳ないというふうに思っている高齢の方もいらっしゃるんですよね。そういうので、町としては何かその辺の対策というのを冬季の生活支援の一環として考えておられるのか。

また、本町にすぐ当てはまるかどうかわかりませんけれども、大きな市とか町とかでは高齢者だけではなくて、日中灯油を消費しなくても済むように公共施設とかで暖を取ったり交流できたりというような政策を考えている所もあるように聞いていますけれども、そのようなことは本町で取り組んでいる事業で、ひだまりサロンとかいろんなものがありますけれども、そういうことも何か検討項目の中に入っているのかどうか伺います。

議 町 長 (再答弁) 町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。あったか灯油支給事業、 これは今まで皆さんにも御理解いただいて、緊急対策事業としてやっ てまいりました。灯油価格がその年が相当値上がりしたということで、 そういう方々に対して支給をしてきたと。現状、そういう今年度に限 っては、そういう事業、緊急対策じゃなくて全体がもう上がっている と。ですから、そのことを踏まえてどうあるべきかと今検討させてい ただいております。これはもう支給額も含めて。今までの趣旨から行 くと全然該当になりません。ですから、その中でどうあるべきかと。 今、議員からも御指摘がありましたけど、生活が大変な所の支援はど うするんだと。そういう部分。ただ、いずれにしても町の税金を使っ てやるわけですから、皆さんに今まで言っていたことと違うことをや るというわけにはいかないので、やはり一貫性として筋が通るように この事業は進めなければなりませんので、その中で今どうあるべきか ということで検討させていただいている中であります。大分早くから 今検討させていただいて、なかなかその公平性の問題も含めていくと 厳しい問題もありますけれども。それと灯油価格の推移も見守ってい かなければなりませんので、そのことを検討している最中であります ので、まだ具体的にどうのこうのという時期にはなりませんし、もし、 具体的になれば議会の皆さんとも当然、相談しなければならない案件 だと思っておりますので、今後どうあるべきかと今検討中であります ので、お答えはそこまでしかできません。

それから、冬の生活支援で除雪サービスをやっております。これは間口はなかなか業者が来てやっていただくというのはかなり不可能に近い状況であります。我が町の冬の除雪をやっている業者等々もやっているんですが、道路の除雪作業を主流で行っておりますので、なかなかそれ以外に手を広げてやれる範囲って、そんなに余裕はない。そうしたら、高齢者事業団、やっていただける方が高齢者事業団の方々も高齢になってきています。自分もやっていただきたいぐらいの年代が行くわけですから、これはなかなか難しい問題が。何ぼお金を出しても無理なような状況も出ておりますので、これはもうなかなか難しい。前回、今、いろんな会合の中で地域で何とかできないかというこ

とも含めていきますけれども、地域に若者が日中に残っているというのが非常に少ないようであります。そんなことも含めていきますと、この除雪サービスは現状でいろいろ、今、考えながらどうあるべきかということも含めて検討させていただいておりますが、現状維持するにもも現状の部分は維持したいなと思っておりますが、現状維持するにも前年度から比べると相当厳しい条件でございます。ですから、それが今後どうあるべきかということも含めて、何とか前年並みの水準は確保したいなと思っておりますけれども、そこさえ厳しい状況になってきておりますので、この事業も本当にどうあるべきかと。やらなければ非常に厳しさが。お願いしたい人はいっぱいいるけども、やってくれる人がいないとなると事業として成り立つのかどうか。そんなことも踏まえながら、現在検討中であります。

議 長 町 長 (再答弁) 町長。

答弁漏れだと思いますが、ごみステーション等々、地域によって取り組みをしていただく、それも先ほど申し上げたように私どもは声かけをいろいろやっていますけども、各行政区町内会でもなかなかそこまで行かない。たまたまごみステーションはやっていただける行政区町内会があるようですけども、全部に至るかといったらなかなか厳しい。それにプラスお年寄りの除雪もお願いできますかと言ったら、なかなかそれは厳しい状況のようでありますので、その辺の仕組みを含めて検討中でということで先ほどお答えしたとおりです。

議 長熊木議員 (再々質問)

1番 熊木 惠子議員。

再々質問ですね。先ほど町長のほうからも、なかなか受ける人がいなくなって厳しいということの今、いろいろ答弁だったと思いますが、雪は突然降らなくなるわけではなくて毎年のことですよね。ですから、町としてもやっぱり抜本的な方策というか、それを考えていかなければだめな時に来ているのではないかと思うんですよね。高齢者宅の除雪サービスのところで、例えばお金を払ってでもとにかくやってもらいたいんだという声、だけど、なかなか業者もいなくて、それもお願いできない。そうしたら本当に困ってしまって、よくありますよね、本当に歩いて、玄関の所を一列も空けられないような状況とか。一昔前だと隣近所がそういうのを援助するという体制はあったと思うんですけども、なかなか隣近所もだんだん疎遠になったり、若い人は日中いないということもあったりして、それはこれから迎える高齢化社会にあっては何らかの対策をきちっと考えていかないとだめな時に来ているんじゃないかなと思うので、その辺は困難だ、困難だ、だけではないことで方法を探っていく必要はあるかと思います。

それから、私、ごみステーションの話をしたのは、町内会とかによって違いますし、積極的に当番じゃなくてもやっている方もおられて、本当に頭が下がるなと思うんですけれども、もし仮に、その町内会でも何軒もそういう高齢者が出てきて、そこを少ない人数で回していくのに大変だというような、例えば声が役場の担当のほうにそういう声が届いていたり、もし届いた時にそれを課としては何か対策を考えることができるのかどうかというところをちょっと伺いたかったんです

が、その辺ではどうでしょうか。

議長

長 町長。長 能木託

(再々答弁)

町

熊木議員の再々質問にお答えいたします。まず、一番最後にお話いただきました、ごみステーションのことについては町に何も来ておりませんので。来れば町内会長あるいは区長会でも当然声が上がってきますし、それ以外でも上がってくるんですが、今のところまだ町内会で処理をいただいているというのが現状と思います。それぞれの町内会でそれぞれのやり方の考え方で進んでいただているというふうに理解をさせていただいております。

除雪の事業、なかなかこれは難しいと。やめると私は言っていないんですね。ただ、継続で増やすというのが非常に厳しい状況になってきているのも。それで、どうあるべきかということで今、機械力に頼る、あるいは人がいなければ機械力に頼れないのかとかいろんなこと、少ない人数でやれる方法はないのかということも含めて検討しているので、やめることで検討しているわけではないので。継続はするんだけども、拡大するのに非常に困ったなということで検討させていただいているということです。

議 長 熊木議員

1番 熊木 惠子議員。

最後の質問に移ります。学校給食費の無料化を。近年、少子化対策の一環として、学校給食費の無料化や一部助成に取り組む自治体が増えつつあります。本町で実施している子育て支援施策の幅を広げる取り組みは、子育て世帯層の移住や永住に大きくつながると思います。本町の学校給食にかかる予算と、消費税が増税になった分での食材料費の比較、今後の給食費の値上げを考えているのか。少子化対策として、無料化や減額の考えはないのか伺います。

また、子どもを取り巻く環境は貧困と格差が生じていると全国的には問題になっていますが、本町の子どもたちの生活実態に影響が出ていないのか伺います。

議 **長**町

町長。

学校給食費の無料化を、の御質問にお答えします。

最初に、本年4月から消費税率が8%に改定されたことに伴う給食費につきましては、3%増税による影響額として年間約92万円が見込まれますが、本年度は給食費の値上げを行わず、町の賄材料費の中で負担することで献立の水準を維持しております。今後、さらなる増税や賄材料の価格変動等により、給食費の改定が必要であると見込まれる場合には、教育委員会は、町学校給食運営委員会への諮問を経て、決定するものであります。また、第5期総合計画に基づく子育て支援策の一つとして、平成23年度より給食用米の費用は町が負担しており、本年度も約163万円が見込まれていることから、さらなる給食費の無料化や減額については現段階では考えておりません。なお、要保護世帯の給食費は生活保護費の中に、準要保護世帯については国の就学援助制度の中で全額援助されております。そのようなことから、学校給食費の動向により子どもたちの生活実態に影響が出ることはないものと考えております。

議 長熊木議員 (再質問)

1番 熊木 惠子議員。

今、答弁いただきまして、今年3%上がったことによる影響額が年 間で92万円ということで、やはりそれも町の経費の中では負担が増 えていっているものと思います。給食費の改定については今、今年が そういう時期ではないということで、今後の中で決定すると思われま すけれども、給食費の占める割合というのは結構家庭によっては大き いものと思います。今、貧困の格差ということで大きなニュースにな っていますし、ただ、給食費のところでは、先ほどの町長の答弁の中 で、要保護とか準要保護、それから就学援助ということで本町も年々 増えている傾向にあるのではないかなと思うんですけれども、そこが 給食費はそこから賄われるということなので影響はないのではないか という答弁だったと思いますが、給食費のことだけではなくて、私は、 子どもの貧困と格差っていうのはあらゆる面でいろいろ出てきている と思うんですよね。学校給食の無料化と直接関係あるかというと関係 ないのかもしれないんですけれども、やはりいろいろ子どもを取り巻 く現状で貧困の格差によって本当に負の連鎖がずっと続いていくとい うことはニュースとかでも今大きくクローズアップされていると思い ます。そういう意味でやっぱり子どもの育つ環境というか、その実態 を町としてもやっぱりきちっとつかんでいく必要があるのではないか なと思うので、その辺ではどういうふうに考えておられるのか伺いた いと思います。

それから今、町の施策の中で、私、この学校給食の無料化というの はずっと考えていたんですけれども、先ほどから質問している中で、 何でも、じゃあ、全額補助とかそういうのをすればいいのかって、税 の公平性とかっていうことも町長からも答弁がありまして、ちょっと 意見も違うところもあるんですけれども、町の施策の中で、先ほども 同僚議員に答弁されていたように、うちの町は高校生までの医療費の 補助とか、それから、高校生への通学費の補助とかいろいろ取り組ん でいます。それはやっぱりすぐれた施策だと思うんですよね。そこの 中に、今、どの町も少子化対策、それから、何とか定住してほしいと いうことでいろんな施策を入れながら無料化とか減額化というところ が増えているようにいろいろニュースとかでも出ています。北海道で はまだまだ少ないと思いますけれども、三笠市では平成19年度から 小学生の給食費の無料化は取り組まれています。近隣ではちょっとな いと思いますけれども、いろいろ調べた中では、第2子を半額にする だとか、第3子は無料にするだとか、細かい施策を持っている所が今 増えてきています。そういう意味では、町の子育て支援施策の一つと してそれを加えることによって、ああ、この町はこんなことをやって いるのかということで大きく注目を浴びるというか、そういうことも 必要ではないかなと思います。何でもないところでやれというつもり は全くないですし、年間の本町の学校給食に係る予算をちょっと調べ てもありますけれども、幾らなのか。それから、各人が負担する給食 費の金額が幾らなのか。それから、現在の小学生1食243円、1カ 月で3,940円、中学生1食287円、1カ月4,640円となっ

ていますけども、これを年間にすると結構な金額になっていきます。 以前、給食費の滞納の問題もちょっと大きく取り上げられていて、そ の滞納をゼロにするのに取り組まれていて、それが減ってきていると いうふうにも思いますけれども、それが現在はどれぐらいの件数なの か、それも、ちょっとお答えいただきたいと思います。

いろいろもろもろ言いましたけれども、やはり町の施策でそういうことを、無料化だけではなくて、減額とかいろんなことを考える余地はないのかどうか、そこを再度、町長の答弁をお願いいたします。町長。

議 長 町 長 (再答弁)

熊木議員の再質問にお答えいたしますが、数字については課長のほうから御答弁させていただきます。まず、給食費の問題でありますが、熊木議員は非常に大きいと言いましたけども、1食240円が本当に大きいかどうか。自分の家でも食べるんですよね。それから考えますと、その辺がどうなのかどうか。私は決して大きくはない。それでよどもさんの栄養から全部考えて供給しているわけです。健康管理、食の配膳、それらを含めて給食費としてやっているわけでありますから。それは払う段階になれば大きいと感じるかもしれない。全体の要素を考えますと、そんな大きいものではないと思うんですよね。自分のでは偏食もあり得るけれども、学校ではきちっと偏食のないように、いろんな献立を通じながら子どもたちの健康管理も給食で合わせてやっておりますので、私はそういう考えでございますので、それを町が面倒を見ながら、あるいは皆さんから負担をいただきながら子どもたちのために学校給食をやっておりますので、これ以上、私は今のところ考えておりません。

子どもの格差がついているんじゃないかという、それは大きな市だ とかいろんな活動を見ていると、報道だけは1つだけ取り上げられて 格差があるとか何とかと言われておりますけれども、そうしたら、う ちの町もゼロかと聞かれるんでしょうけども、それはゼロではないと 思います。でも、大なり小なりはあると思いますが、うちの今の中で やれる政策として取り組んでいる。この間、来た親御さんから話しが。 医療費の補助はいいけども、うちは元気がよくて1回も使っていない ので、格差ではないですか。そういう声もあるわけです。元気な子ど もには何もしないんですかという、そんなお子さんの親も見方によっ てはあるわけです。ですから、できるだけ私どもは元気な子を育てて いただきたいし、町もそれなりの援助はさせていただきたい。今でき る範囲のことは私はさせていただいていると。うちの町の中の、よそ の町は私はわかりません。財布もわかりませんから。うちの町のでき ることは、できるだけ早く取り入れながら、子どもさんたち、あるい は町民の皆さんにできることを今進めているところでありますので、 この辺が熊木議員と私の違うところだと思うんですが、私はある程度、 100%満足かといったらそうはなりませんけれども、ある程度、今 のうちの町のやり方としては、ある程度ベストの部分で行っているの ではないかなという部分であります。数字については課長のほうから 答弁させていただきます。

議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長 (再答弁)

それでは、私のほうから給食費に係ります予算関係につきましてお 答えをさせていただきます。まず、給食センターの平成26年度ベー スの年間予算でございますけども、調理・運搬の委託料、それと、各 種保守点検料、総額含めまして年間8,700万円ほどでございます。 うち給食費にかかわります賄材料費が3,300万円でございます。 これがいわゆる給食費の賄材料といいまして、子どもたちに食べさせ るための年間の経費でございます。それで、現在の給食費、単価でご ざいますけれども、1食当たり、小学生でございますけれども、基本 額が254円でございます。それで、米の補助金額が1人当たり10 円、米補助金額を入れた後の額が240円でございまして、年間19 5食を見込んでおりますけども、4万6,800円でございます。中 学生につきましては給食の基本額が302円で、米の補助額が18円、 補助額を入れた後の金額が給食費が284円でございまして、年間5 万5,380円という額になってございます。それで、現在の給食費 の構成といいますか、賄材料3、300万円、それと、先ほど町長の 答弁の中で申し上げました給食費の補助です。これが計160万円。 それと、消費税の増税によります影響分として90万円。3,300 万円からこの250万円を差し引きまして、おおむねこの3,050 万円を給食費の調定額として見込んでございます。

それで、給食費の滞納の状況でございますけれども、平成25年度の実績でございますが、現年度分で徴収率が99.7%でございます。滞納額が9万4,023円ということで7名分でございました。この関係でございますけども、8月末現在で7名のうち6名の方から納付をいただいて、8万6,021円を徴収させていただいております。残りの1名分、8,000円でございますけども、この件につきましては近日中に納付をしていただくということでお約束をいただいております。私のほうからは以上でございます。

議 長熊木議員 (再々質問)

1番 熊木 惠子議員。

今、課長のほうから答弁いただきまして、監査の中でも滞納ゼロにするための取り組みということでは、すごく評価しているということの報告が載せられていました。以前に比べて本当に少なくなっているなと思いますし、先ほど町長が1食280何円が本当にそれが高いのかと言われて、そこが熊木議員と違うと言われたんですけども、1食で見て私も高いというふうには思いませんし、学校給食法の中ではりそこで栄養がとれてということでは高いものだというふうには思いませんけれども、やはり南幌町の今の学校給食の中では地産地消に取り組んで、地元の南幌町の食材を使って、南幌のお米を食べて元気な子どもが育っていく、それを応援するということでは学校給食というのはすごく重みのある食育ということで、取り組みだと思うんですよね。そこの中に一部でも補助できないのかということで質問しました。確かにうちの町は米を全量、先ほど160何万円、昨年は172万円でしたかね、そういう形でやっているということでは、これは本当にすぐれた施策だと思うんですよね。近隣、米どころが全部を取り

組んでいるかというとそうでもないということでは、やはり私は一つ 一つを見た時に、全てにこれはだめだということをもちろん言ってい るつもりもないですし、すぐれているところはさらにすぐれた形で伸 ばしていくことによって町の魅力がもっとアップするんじゃないかと 思うので、それは無理な質問かもしれないんですけれども、やっぱり そういう気持ちを持って当たっていってほしいなということは願いで あります。それを以前、医療費のことも質問にした時に、それを負担 していくのが、まず無理だということの答弁が最初にあったと思いま す。だけど、私はそれもいきなり中学卒業までやれということではな くて、やっぱり段階を踏んで、今年小学校3年生までだったら、次の 段階には小学校6年生までというような形で、そういう計画を組むこ とで、それを町民に知らせることで、この町でもう少し頑張っていこ うというふうになるんじゃないかと。やっぱり全部関連していること だと思うんですよね。だから、そういう一環で言うと学校給食費もそ ういう視野で見られないのかなというふうに思いましたので、町長に とっては全く違うという答弁が今返ってくるかもしれないんですけど も、私はそういう思いで今質問していますので、その辺を町長はどう 受けとめられるか、その1点だけ伺います。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。一連の問題も当然ある んでしょうけれども、熊木議員も無理だと思っていて質問していると いうことですから、私もそういうことで。思いはありますけれども、 一連の流れの中でやらせていただいております。できるだけ子どもに 対してはいろいろ支援をさせていただこうということで努力をしなが らいるわけでありますけれども、熊木議員と多分違うのは、私は何で も無料というのはどうかなと思っています。行政として、あるいは地 域として応援できるものについては応援していこうということで。先 ほど事例としてそういう奥さんもいるわけであります。だから、全体 の中で元気な子どもをどう育てていくかという観点の中から行政の責 任、親の責任、あるいは教育委員会の責任、いろいろあろうと思いま す。その中で子ども子育て支援をいかにしていくかということで今ま でもやってきておりますし、これからも思いは同じでやって。無理な ものを今言われてもなかなか無理でありますけれども、その中で何と かしてくれということは、それは当然頭には残っていますが、それは 時代の変化の中でできるものについては当然今後出てくるだろうと思 いますが、現状の中では相当厳しいということで御理解いただければ と思います。

議長

熊木 惠子議員の一般質問を終了します。

13時まで休憩をいたします。

(午前11時52分)

(午後 1時00分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで町より発言を求められておりますので、会議規則第50条の 規定により発言を許します。 保健福祉課長。

保健福祉課長

先ほど、熊木議員の高齢者肺炎球菌ワクチンの質問の再々質問において肺炎による死亡者数の御質問があったかと思いますけれども、その辺について一部答弁を保留させていただきましたので、この場で答弁させていただきたいと思います。

北海道において整理、集計を行っております北海道保健統計年報の数字でございますけれども、平成23年1月から12月までの1年間で南幌町において亡くなられた方が86名おりまして、そのうち肺炎による死亡は7名、全体の8.1%というふうになっております。ちなみに平成22年につきましては、全体で63名のうち7名ということで11.1%が肺炎による死亡というふうに統計上なっております。以上でございます。

議長

一般質問を再開いたします。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員

中学生国際留学プログラム事業実施と英語教育について、教育長にお伺いいたします。今年度から開始されました中学生国際留学プログラム事業として4名の生徒が留学しました。生徒たちも初めての経験にドキドキわくわくしたことと思います。2週間もの長い間、日本語から離れ、戸惑いながらも新しい環境になじんでいったのではないでしょうか。日本とは違った習慣に驚きもあったのではないかと思います。中学生国際留学プログラム事業と英語教育について伺います。

1現地でのプログラム内容と生徒たちの状況がどうであったのか。 また、引率はどのようにされたのか。

2 留学体験をどのような形で、ほかの生徒たちに伝えていくのか。

3中学1~2年生で条件を満たすことができるような方策を教育委員会としてはどのように考えているのか。

4小学生や中学生が英語検定取得やTOEICスコアの向上を目指すことに偏り、本来の言語としての英語を学ぶことをおざなりにする傾向になることを危惧していますが、教育長の考えを伺います。

議 長 教 育 長 教育長。

菅原議員の中学生国際留学プログラム事業実施と英語教育について の御質問にお答えします。

1点目の御質問ですが、先ほど、町長が一般行政報告で申し上げたとおり、生徒たちは現地のトリニティ・ウエスタン大学での英語の語学研修、ホームステイによる生活体験を初め、地元の中・高校生との交流、保育園への訪問、ショッピングセンターでの市場価格調査など、さまざまな研修プログラムを体験しました。また、引率につきましては、職員1名と専門の添乗員1名が同行しました。職員については、現地の大学、ホストファミリー宅を訪問するなど、周辺環境や研修内容を確認した後、先に帰国し、同行している添乗員と連絡を取りながら生徒たちの状況を確認し、適時、保護者へ情報提供を行いました。

次に2点目の後質問ですが、中学校において現地での活動写真の展示や研修内容を伝える機会が設定されるものと考えております。

次に3点目の御質問ですが、英語検定の取得に対して特別な取り組

みは考えておりませんが、子どもたちが本事業を通じて自主的な英語 学習の意欲向上につながるものと期待をしているところでございま す。

次に4点目の御質問ですが、英語検定3級以上を条件にすることについては参加する生徒の英語レベルを客観的に判断するものであります。いずれにしましても、本事業は人材育成を第1の目的としており、本年度の検証を十分に行いながら次年度に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議 長 菅原議員 (再質問) 3番 菅原 文子議員。

今、御答弁いただきましたので再質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、一緒に行かれた方は職員の方ですか、 一緒に行かれた方は先にお帰りになったということですけれども、な ぜ最後まで一緒にいられなかったのかなと、そこが1点疑問に思いま す。以前にもお話ししていたかと思うんですが、やはり今年初めての 事業ということで、子どもたちが2週間いる間にどのような形でどの ようなことをしているのかということを本町の職員または教育長のほ うでもつかんでおく必要があったのではないかなと私は思っていると ころです。やはりお帰りになった後に添乗員の方から連絡をいただい てのことはわかりますけれども、やはり実際自分の目で見て、行かれ た子どもさんたちがどういう様子だったのか。それから、また一緒に 自分も体験することにより、より深くこの事業が大切だったかという ことが私はわかると思っております。教育長におかれましては公務も お忙しいことですし、職員もなかなか2週間空けるということは難し いこととは思いますけれども、やはり本事業を開始した初年度として は、やはり私は行っていただきたいなという思いでおりました。また、 今後につきましても、今回何日間か行かれたということですが、せめ て来年度は一緒に行かれたほうがいいのではないかなと思います。今 回、ALTのことはまた後ほども言いますけれども、総務省でも職員 の海外派遣ということも推奨していることもありますので、またそれ も含めながら行かれてはどうかなという思いなので、それを1つお伺 いしたいと思います。

それから、2番目の質問なんですが、独自でのホームページの立ち上げとかはされないのかお伺いします。隣町では、少年ジェット「希望の翼」という形で行かれた子どもさんたちのいろんな写真だとか行った後の感想だとかを詳しくホームページで出しております。私は本町の事業ですので町民の方にも広く知ってもらうためにも私はそれは大変いいことではないかなと思います。先ほどの町長のお答えにもありましたようにホームページをこれから新しくされるということですから、そこのところも考えてはいかがかと思います。

それから3点目なんですが、やはりこの中学1~2年生、条件を満たすことができるようなというのは、やはり英検の問題がありますね。 英検3級が決して高いからだめとかとそういうような話を私はしているわけではないんです。ただ、これは英検というのは5級からなんですが、これは5級、4級、3級の問題ですね。これはすぐ印刷して誰 でも見ることができる過去の問題なんですが、この中で見ていただけ るように、これは5級の問題です。5級の問題でもこの中を見ていた だくとかなり難しいんですよね。もちろんこのスペルとかいろんなこ とがわからないとなかなか難しい。中学生では英語を勉強しますから、 これは5級だと中学1~2年生でももちろん取得は簡単だとは思いま す。4級になってもやはり過去とか過去分詞、それから、ingのつ いた進行形、そのような形でもまた載ってきます。 4級も難しいと私 は思います。それから、3級ですね。条件に当てはまるこの3級、二 次試験から面接が入ってきますね。二次試験が入ってくるということ は、私も受けた経験があるんですが、絵を描いたものを渡されて、そ こに英文が書いています。その英文を読んで、その後、先生のほうか ら英語で幾つかの質問を受けます。そのような会話も重視されて、読 む力、それから読解力、それと面接、発音の仕方、総合的なことを考 えて点数をつけられて合否が決まります。私が言いたかったのは、小 学生からもこの試験を受けている、頑張っているというお話なんです が、先ほどの教育委員会の報告書の中にも入っています、点検の中に も入っています。私は受けるということはいいことですから、私はこ れ自体を否定するつもりは全くないです。ただ、先ほど言いましたよ うに小学生が独学でこの5級を受けると。これはもう本当に非常に厳 しいと私は思います。独学で試験を受けるということ、それからまし て合格するということは並大抵の努力では私は難しいのではないかな という思いでいます。それで、この町の事業ですから、町のほうで、 例えば小学生、それから中学生に、先ほど同僚議員のお話でもありま したけれども英会話教室ですか、英語教室、そういうのを通じてでも 少しされたらいいのじゃないかなと思うんですよね。先ほどから同僚 議員でも貧困の格差とかそういうお話もありましたけれども、その家 庭によりましては経済はありますが、違う理由でもお子さんを英語教 室、英会話教室に通わせることを否とする家庭もあるかと思います。 そういうお子さんは、それではちょっと道は遠のくのかなと。それで は格差が広がるのではないかなと、私はそういうことを懸念しており ますので、テスト自体を受ける受けない、それから合否がどうのと、 そういう問題ではないことは御理解いただいて、この質問を受け取っ ていただきたいと思います。

それから、4番目につきましてですけれども、やはり私が危惧しておりますのは、幼稚園、小学校のころに英語というのは楽しい、ゲームとして楽しい、それからお話しをしていて楽しい、先生と遊んで楽しい、そして、中学校に行くといきなり文法になると英語が嫌いになる子どもさんがいると。これは全国的な問題で、今始まったことではないと思います。その時に、今お話ししました小学生、それから中学生、この行きたいがために一生懸命頑張る、その裏にはやはりこの点数という厳しいものもありますから、そこに向けて一生懸命言語として英語を学ぶと。コミュニケーションをとる一つの言語としてではなく点数を取りたい、そのために突っ走っていく子どもさんが出るのではなかろうかと、それを私は危惧しているわけですね。このJETプ

ログラムですけれども、今おいでいただいている先生もJETプログ ラムからおいでいただいている先生だと思いますけれども、外国青年 招致事業では総務省、外務省、文部科学省の協力で実施されているこ とですね。特に総務省では交付税において、このALTの先生を派遣 していただいていると、そういうことだと思います。交付税といいま しても国民の税金を使わせていただくわけですから湯水のようにとい うわけではないですが、私は、先ほど教育長が御答弁されました人材 の育成という面では、私はこの交付税をいただいての上のALTの先 生の増員というのは、私はそんなに税金の無駄遣いだという考えでは おりません。ですから、ALTの先生、総務省でも1人とは限ってい ませんので、本町よりもまだ小さい7,000人の町でも3人来てい ただいている所もあります。それから、御存じだと思いますけれども、 ALTの先生のほかにもまだ国際のCIRですね、国際交流員、これ は本町には国際担当課という部局はありませんから、これは無理な話 なんですけれども国際交流員、それからスポーツ国際交流員、これは SEAといいまして、スポーツに特化した人ですね。これも1つのス ポーツに限ってのことですから、本町ではこれもまた難しいと言われ るとは思いますが、将来的にこの交流事業を通じまして、国際的にな っていくことも視野に入れてもいいのではないかなと私は思います。 先ほども同僚議員のほうからもあそびの達人の中でというお話もあり ましたが、私はやはり子育てのまち南幌、それから人口問題、いろん なことを鑑みましても、今、実際、習いものの第3位に英会話教室が ありますね。それから、親が習わせたいトップ1は英語、英会話です。 それだけこれからの子どもさんたちが国際化、グローバル化に向けて 本格的にコミュニケーションをとる第一の、世界で共通語と言われて いる英語に力を入れているわけですから、私はこの本事業の国際留学 プログラムをやるに当たり大変いいことをされていると思う反面、い ろんなことで私は心配もしております。そういうことで、町で英語・ 英会話教室の実施、先ほど、されるおつもりはないというお答えをい ただいていましたけれども、私が言いました、ちょっと違う視点なん ですが、英検の取得、それからテストだけではなくコミュニケーショ ンとしての英語ということを教えることで大変意義のある英会話・英 語教室を町でされるおつもりがないかどうか、再度お聞きしたいと思 います。

議 長 教 育 長 (再答弁) 教育長。

それでは、菅原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の職員の随行、なぜ途中で戻ってきたかと、最後までいなかったかということでございます。確かに議員が心配されるように、私どもも当然初めての事業ということで、子どもたちはどういう状況かということも心配しておりました。ただ、その中で今回非常に心強かったのは添乗員として同行いただきました女性の方ですが、この方は現地にもかなり精通をしておりまして、過去にも南幌町の事業にも参画して、子どもたちとも面識があったということでございます。そんな中で今、逆に言えば便利な社会になってきておりますので、リア

ルタイムに映像で情報を入れていただけるということで、今回、学校教育グループ主幹が同行したわけですが、そんな中で十分添乗員の方と引き継ぎをされまして、適宜そういう情報を入れていただいて、各家庭にもそういう情報を配信したということでございます。現地でその状況を見るということは当然大事なことでございますし、長くいればそれに越したことないわけですが、当然、管理職の職員が行って、目で見て、受け入れ先の家庭あるいは学校の状況、そういうものを判断し、さらには、幸い昨年の8月までいましたALTが現地まで来ていただいて、子どもたちと交流していただいたと。そういうことでございまして、ある面では自信を持って帰町したということでございまして、ある面では自信を持って帰町したということでございまして、ある山まだ別問題といたしまして、添乗されるそういう人が信頼おける、そんなような人を選択するような形の中で実施していきたいというふうに考えます。まだ期間的には、来年度については、職員の随行については未定でございます。

次に、行かれた子どもさんたちがどのような形で報告というか、そ ういう場に付随して、独自で町のホームページを開設する考えがない かということでございますが、実は子どもさんたち4人、非常にいろ んな不安な思いをして、この国際留学プログラムに参加したと思いま す。ですから、戻ってきて、余り過大なノルマというか、そういうも のを与えることによって逆に行くことを遠慮するというようなことが あっても困るなと。そういうような思いがございまして、子どもさん たちに与えた課題については、行ってきた内容について感想文にまと めていただきたいと。それを提出していただくということでございま す。当然、税金を使って行っているわけですので、その感想文、寄せ られたものについては広報あるいは別冊で報告書、そういうものにま とめて町民の方にお見せできる、あるいは次につながる子どもたちに も目に触れるような、そして、子どもさんたちが自発的にこういう面 でしゃべりたいと、お話しをして広めたいというそういう声が出てく ればそういう機会も当然学校でもつくっていただきますし、教育委員 会としてもそういう機会があれば発表していく場を設定したいという ふうに考えてございます。

それと3点目ですが、独自の英語教育と言いますか、そういうものを、先ほど同僚議員のところでもありました。私は英会話教室をやらないという発言は確かしなかったと思います。今年の3月に菅原議員からも質問があったと思いますが、ALTの増員だとかという質問もございました。その中で私がお答えしたのは、ALTを増やすということは現段階では考えていないというお話をさせていただきました。ただ、町内には、英語、英会話、そういうものにたけた町民の方が多分潜在的にいらっしゃるだろうということで、先ほどとも同じになりますが、生涯学習サポーターあるいは学校支援員、そういう形の中で登録をいただいて、少しでも身近に英語を感じていただけるような、そんなようなことがまず前段としてやるべきではないかなと。それと、ふるさと南幌未来塾、これは子どもたちに限った塾ではございません

が、この人たちは独自に町民の方が望むニーズに応えた事業展開をしております。そんな中で英会話教室というものがもしかしたら取り上げられる可能性もあります。そんなことも含めて、あらゆる角度からそういう英語教育に堪能な方の発掘、そういうものをサポーターとして登録していただけるような、そんなふうに進んでいきたいというふうに思います。

次に最後の4点目ですが、この国際留学プログラムが英検3級とい う一つの目標設定をしてございます。これはあくまでも客観的に判断 する材料ということで申し上げておりますが、そういう設定がゆえに 点数に特化した動きにならないかという心配でございますが、あくま でも子どもたちが、先ほどとつながりがあると思いますが、自主的な 活動、こういうものを子どもたちが持っていただいて、自分みずから 学んでいただくと。そして、その力を試すというような場になってい ただければなと。そして、中学校になって3級を取得した時に、こう いう事業があると。ですから、先ほど、家庭状況、いろんな事情によ ってそういう英会話教室だとかそういうものに通えないという家庭も あるだろうという御心配ですが、この国際留学プログラム事業につき ましては、あくまでも子どもさん、あるいは保護者の方が希望されて、 条件を満たすか方、これは家庭の状況によって左右されることなく行 けるようなというような配慮をさせていただいて実施している事業で ございます。ですから、点数優先ということでなくて、子どもたちが みずから学んで、その力を発揮できるような、そんなようなことを考 えていきたいと思います。それと、実は27日の日に、行かれた4人 の子どもさんが町長の所に報告に来ていただきました。4人の方にど うだったと言ったら、またカナダに帰りたいというような話をしてい ました。そして、その中で一番、私が見てほほ笑ましいなと思ったの は、町長に向こうで写してきた写真、今は便利な物があります。それ で、なぞりながら1枚1枚説明をしていました。そんなことを含める と、そして、最初どうだったと聞いたら、最初はやっぱりなかなか言 葉が出なくて。それが何日か経過することによって非常に打ち解けら れたと。ですから、今度行く子どもたちは、例えば1日、日本語をし ゃべらないで英語だけのそういう事業も取り入れた形でやったほうが いいんじゃないですかというような、実際に行った子どもさんから多 分これからもいろんな来年度に向けて、いい話が聞けると思います。 そういうことを最優先に考えて事業を継続していきたいというふうに 考えております。以上です。

議 長 菅原議員 (再々質問) 3番 菅原 文子議員。

再々質問をさせていただきます。今、とてもいいお話を伺って、本 当にこのプログラム、子どもさんたちにとってはいい経験だなという 思いで聞いておりました。

まず、1番目のことなんですが、今は便利な世の中ですから、写真も全部、もう撮ったらすぐその場でこっち側でも見られるということは私も十分承知はしております。ただ、職員の方にとっても、いい経験になるのではないかなという思いで私はいるんですね。先ほど言い

ましたように総務省でもこのJETと一緒に職員の海外派遣という事 業も行っているはずです。その中で本町では、やはり職員の数だとか いろんな条件がありますから、それはまず無理な話としても、やはり この機会に同行という形で2週間行かれるのは、私はその職員にとっ ても、この本町にとっても、とてもいい経験なのではないかなという 思いでいるわけです。ですから、今回は管理職の方が行かれたので2 週間空けることはどうというように私は受け取りましたけれども、そ うではない形ででもできるのではないかなという思いでいます。例え ば、教育委員会の方だとかいろんな形で。とにかく、できれば職員の 方が2週間行かれて、私は体験をしていただきたいなと。日本とは違 う体験をすることによって、長く2週間いることによって、また得る ことがかなりあると私は思います。それを帰ってきてから違う職員の 方にそれをつないでいくと。私は、その職員の国際化ということも、 やはり広い心で世の中を見るということ、この町政を担っていくとい うことにおきましては、海外に行かれる経験は私はものすごくいい機 会だと思います。それがせっかくこの子どもたちが2週間行くんです から、それで職員の方も行かれてはどうでしょうかというお話をさせ ていただいているわけですから、瞬時にわかるからいいとか、それか ら、あちらの方にALTの先生だとか経験している方がいるからいい というお話で私はさせていただいているわけではありませんので。職 員にとっていい経験だということで取っていただきたいと思います。

それから、2番目のことでホームページの立ち上げだとか子どもさんたちですが、私はホームページを立ち上げはどうですかということをお話しさせていただきましたが、それは子どもたちがつくることではなく、やはりそれは中学校になるのか職員になるのかちょっと詰めないとわかりませんが、子どもさんたちの負担になるのではなく、ノルマもなるのではなく、そういう所で、例えば今お話ししましたように職員の方がいたら職員の方も一緒にそれをつくるとか。子どもさんたちに必要以上なノルマをかけずにいいものができるのではないかなという意味で、私はお話しをさせていただいております。

それから3番目のALTのことなんですが、どうしてALTの先生がいいかと言いますと、ほかの県でも、それから、本町よりもまだ小さい町でも行っているキャンプですね。先ほど、教育長もおっしゃった英語しか使わない日があればと。そういうお話をされていましたが、今、そのALTの先生、先ほど言いましたCIRとかスポーツのこととか言いましたが、その方たちが来ることによって、いろんな国から来ることによって、その方たちのお仲間を呼んできたり、それからALTの先生も複数の人がいると、また違う所に行っているALTの先生方に声をかけて、その人たちが中心になってキャンプをして、南幌高校の生徒がそれを手伝うとか、いろんな方策があると思います。今、やはり2泊3日とか3泊4日で全く日本語を使わない、英語だけのキャンプということもしている自治体も増えてきているように私に思えます。実際に私も行って見てきましたし、いろんな形でもそういうものがあるということを私は読みましたので、できればそういう、先

ほど教育長がおっしゃった英語しか使わない日ということをALTの 先生方を通じてされてはどうかなという思いでお話しさせていただき ました。それから、そのALTの先生方を通じまして、例えば、AL Tの先生が結婚されて子どもさんたちがいるとか。それから、そのA LTの先生方の家族が来ることによって、またいろんな意味でいいこ とがたくさんあるのではないかなという思いで私はお話しさせていた だいているんですが、本町でもいろんな英文科を出られた方とかもた くさんいます。そういう方たちを通じてということもいいんですが、 やはりその国のネーティブの方たちに来ていただくという意味は、発 音もそうですが、ものすごく大きいことがあると私は思います。そう いう意味で近い将来、ALTの先生の増員をお願いできればなという 思いでおります。これが全くの町の単費で2,000万円も3,00 0万円もというお話でしたら私もちょっと考えざるを得ないんです が、やはり先ほど言いましたように国の税金ですが交付税をいただき ながら南幌町の人材育成ということで、総務省でも人材育成のために このALTをお使いくださいということで今推奨しているわけですか ら、私はALTの方を増員したほうがいいのではないかなという思い でおりますので、その1点だけお願いいたします。

それから4番目ですが、小学生、中学生が自主的にというお話をさ れていましたけれども、先ほど私が言いましたように、この英検です ね。英語検定のこの問題を見られたことがあるかどうかわかりません けれど、自主的には私は非常に厳しい問題だと思います。まして小学 生にとりまして。小学生でも今のALTの先生が行かれていますが、 多分ここまでの詳しいことはされていないと思うんですね。試験を受 けるまでは行っていないと思うんですね。中学1~2年生で英検3級 をクリアして、そして、行くのはその生徒本人の力です。中学校に入 ったらそれは本人の力ですけれども、やはりそれも私は自分の経験か ら言いましても非常に難しいと。自分の力だけでこの3級を、例えば 中学校1年生、それから中学校2年生にしても、まあ、努力した子は もちろんいます。ですけれど、自分で独学で勉強して3級クリアとい うのは小学生、中学1~2年生には非常に厳しい問題かと私は再度改 めて思っていますので。このホームページでも見られたこともあるか と思いますが、一度、自分でお確かめになってみて、もちろん教育を 受けている教育長、それから担当職員ですから、これは簡単な問題か と思います。ただ、小学生の目で見て、これがどうかということをお 考えいただきたい。私はそう思っております。ですから、先ほど、や らないとは言っていませんというお話でした。ALTの増員も含めて 未来塾ですか、いろんなこともありますというお話もありましたが、 でも、この自主的というお話もわかりますが、このプログラム自体を 町でやるということを決めたんですから、私はやはりその条件になる べく沿うような、格差のないような方策を取っていただきたいなとい うのは私の思いであります。そこのところをもう一度、教育長のお考 えをいただければと思います。

議 長 教育長。

教育長(再々答弁)

ちょっと先ほどから誤解があるようで、私は決してALTの先生に来ていただいたからそれに任せて帰ってきた、そういう意味ではなくて、やっぱり今までいたALTの方がつながってくれて、わざわざ来ていただいて、生徒たちと交流していただいて大変ありがたいことだという意味で申し上げたところでございます。

それと、1点目の職員の関係ですが、私どもはあくまでも国際留学、子どもたち、中学生の国際留学プログラムという形の中で、この事業展開をどうあるべきかということで職員を同行させて、現地の状況を把握して次年度に生かしたいということでございます。菅原議員が言われる、職員の国際化、現地を見ていろいろ視野を広める、これは当然大事なことだと思います。これはまた逆に言えば職員研修、そういう面で以前には国際研修事業に参加した経過もございます。そんなこととタイアップできるのかどうか、そういうことも含めてこれは教育委員会だけで検討できる問題ではありませんので、その辺はお時間をいただきたいと思います。

それと、2点目のホームページの立ち上げの関係ですが、これもちょっと誤解があるようですが、子どもたちに全てということではございません。子どもたちがやっぱり行ってきて本当によかったと。だけど、こういう面が足りなかったという部分、そういうものをお伺いして次回に生かしたいなということです。ですから、報告書、これは当然、作文を書いていただくわけですから、それは教育委員会のほうで報告書にまとめ、皆さんに見ていただくような体制をとるということです。もし、ホームページを立ち上げて、その分を広く町民の方に見ていただくということであれば、当然子どもさんたちの手を煩わせるというようなことにもなってくるというふうに考えてございます。

それと、ALTの増員ですが、これも3月の時に否定したものではございません。当然、普通交付税に算入されていると。これは一般財源化されて算入されていることは承知してございます。ですから、交付税措置されているから1人より2人ということでなくて、前にも申し上げましたとおり平成30年から32年にかけて小学校を取り巻く英語環境は変わってきます。現状況では全てが満足かというとそうではないかもわかりませんが、今の1人のALTが中学校、それと小学校、さらにはビューローで英会話教室的なものもやっていただいているところでございます。そういう形の中で、増やせば軽減されるということでなくて、増やすことによってより効果が上がると、そういうものがある程度確信できた段階では増員についても考えていきたいなというふうに思っております。

それと、最後のプログラム、町が実施をしている事業だということで、そこに参加される子どもさんの差ができたら困るという、要するに格差といいますか、同じ条件の中で皆さんがチャレンジできる、そんな体制づくりという。そんな中で例えば英会話教室だとかそういうものに多分結びつくのではないかなと思いますが、そういうことも否定するということではございませんし、どういう方法がいいのか。それと、先ほど菅原議員が言われた国際交流事業ですか、そういうもの

を私ども十分熟知していない面もございます。すぐできるかどうかは別にして、あと、子どもさんたちがどういう思いでいるのか。ただ、子どもさんたちに英語に取り組んでもらう意欲といいますか。今、テレビを見てもいろんなコマーシャルが出ています。そんなことも含めて英語に対する取り組みがかなり文科省も変わってきていると。それと、町長は出発式の時に言いました。2020年に東京オリンピックがあると。今回行かれた皆さんが競技では参加できないかもわからないけど、英語を勉強することによってボランティア、通訳だとかいけど、英語を勉強することによってボランティア、通訳だとかいけど、英語を勉強することによってボランティア、通訳だとかいけど、英語を勉強することによってボランティア、通訳だとかいけど、英語を勉強することによってボランティア、通訳だとかいけど、英語を勉強することによっております。

議長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第47号 工事請負契約について(平成26年度南幌町農村環境改善センター耐震等改修(建築)工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第47号 工事請負契約につきましては、平成26年度南幌町農村環境改善センター耐震等改修建築工事の設計変更に伴い本案を提案するものであります。契約の内容につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 生涯学習課長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第47号 工事請負契約につきまして御説明を申し上げます。1契約の目的、平成26年度南幌町農村環境改善センター耐震等改修(建築)工事。2契約の方法、指名競争入札。3契約金額、変更前4,514万4,000円(内消費税及び地方消費税の額334万4,000円)、変更後5,303万8,800円(内消費税及び地方消費税の額392万8,800円)。本件につきましては、去る5月9日、指名業者7者による入札を執行し、契約の締結を経て耐震改修建築工事を進めておりましたが、耐震天井の脱落防止措置に係る建築基準法施行令の一部が改正されたことにより設計価格に変更が生じましたので契約金額を変更するものでございます。なお、契約変更に伴い、789万4,800円の追加費用が生じますが、現行予算内での執行となります。4契約の相手方、岩見沢市岡山町12番地53、勝井建設工業株式会社、代表取締役社長 石井 善昭。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成26年9月30日まで。以上で議案第47号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 (なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直

ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第47号 工事請負契約について(平成26年度南幌町農村環境改善センター耐震等改修(建築)工事)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程6 議案第48号 工事請負契約の変更について(平成26年度南幌町元町団地町公営住宅(S59-1A・2A・共用)改修工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程いただきました議案第48号 工事請負契約の変更につきましては、平成26年度南幌町元町団地町公営住宅の改修工事の設計変更に伴い本案を提案するものであります。変更の内容につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長都市整備課参事

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

それでは、議案第48号 工事請負契約の変更につきまして御説明を申し上げます。本件につきましては、去る5月22日付け、下記契約により工事を進めておりましたが、給水管の埋設部の老朽化対策としての取りかえ及び新たに給湯設備を備えることから、当初露出配管方式から配管スペースの確保など改修に伴う既存部の収まりに無理があることなどから施工の方法の変更、追加工事に要します費用を追加する必要が生じたものでございます。なお、契約変更に伴い、97万2,000円の追加費用が生じますが、現行予算内での執行となります。それでは、1としまして契約の目的、平成26年度南幌町元町団地町公営住宅(S59-1A・2A・共用)改修工事。2契約の方法、指名競争入札による。3契約金額、変更前6,318万円(内消費税及び地方消費税の額468万円)、変更後6,415万2,000円(内消費税及び地方消費税の額475万2,000円)。4契約の相手方、北海道江別市工栄町3番地5、武田建設工業株式会社、代表取締役 武

議長

30日まで。以上で議案第48号の説明を終わります。 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直 ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

田 司。参考といたしまして、工期は契約締結日より平成26年9月

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第48号 工事請負契約の変更について(平成26年度南幌町元町団地町公営住宅(S59-1A・2A・共用)改修工事)は、原

案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程7 認定第1号 平成25年度各会計決算認定についてを議 題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 ただいま上程をいただきました認定第1号 平成25年度各会計決 長 算認定につきまして提案理由を申し上げます。

> まず、平成25年度一般会計の決算につきましては、歳入歳出差し 引きで1億1,286万6,995円の残額となりました。主な事業 としては役場庁舎耐震改修工事、あったか灯油支給事業、改善センタ 一耐震改修工事実施設計、南幌温泉ハート&ハートの屋根・外壁等改 修、消防ポンプ付水槽車更新並びにデジタル無線の整備を初め、各保 健事業並びに障がい福祉・子育て・高齢者支援、学校教育・社会教育、 農地・水・環境保全向上対策事業、商工業の振興事業などを実施した ところです。なお、全国瞬時警報システムの自動起動装置設置、食料 供給基盤強化特別対策事業、道営経営体育成基盤整備事業、元町公営 住宅改修事業を繰り越したため、繰越明許費繰越額2,652万7, 000円を差し引くと実質収支額は8,633万9,995円となり ます。

> 次に、平成25年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、 歳入歳出差し引きで8,406万1,510円の残額となったところ

> 次に、平成25年度下水道事業特別会計の決算につきましては、歳 入歳出差し引きで551万8,364円の残額となったところです。

> 次に、平成25年度農業集落排水事業特別会計の決算につきまして は、歳入歳出差し引きで48万5,629円の残額となったところで

> 次に、平成25年度介護保険特別会計の決算につきましては、歳入 歳出差し引きで1,840万1,197円の残額となったところです。 次に、平成25年度後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、 歳入歳出差し引きで56万3,077円の残額となったところです。

> 以上、平成25年度各会計の決算につきまして御審議の上、認定い ただきますようよろしくお願い申し上げます。

本案につきましては、平成25年度南幌町一般会計及び特別会計決 議 長 算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長 をして朗読いたさせます。

長 (朗読する。)

議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

代表監査委員。

それでは、ただいま議会事務局長のほうから意見書の概要について 報告がされましたけれども、私のほうから若干補足をさせていただき たいというふうに思ってございます。非常に短い期間の中で書きまし

4 2

局

監査委員

たので、改めて読み直すとちょっとわかりづらい面でありますとか、 考え方が明確に伝わらないなというふうに思う部分がございますの で、そういった部分を中心に補足をさせていただきたいなというふう に思ってございます。

まず、1ページ目でございますけれども、審査の手続の中で上から 4行目の頭のほうに、試査の範囲でというふうに記載をさせていただきました。これはどういう意味かということなんですが、決算審査そのものは8日間実施をしてございます。それに加えて例月出納検査で12日間、期中で7日間の定例検査をして、合計27日をしてございますけれども、実は昨年の4月から決算審査まで1年5カ月の期間、事業執行がされているといいますか、整理をされてきている。そういう中で全部を実は見ることはできません。したがって、例えば、道路工事でテストピースを抜いて一部を見て、全体がきちんとできているというふうに推定をするわけですけれども、そういう方法で監査を実施したということをあらかじめ申し上げさせていただきたいというふうに思ってございます。

それと、あちこちにいろいろ書いた中で非常に大きな特徴といたしましては、南幌町の平成25年度決算について非常に数字が膨らんでおります。60億を超える規模だと。それの最大の原因は、南幌町土地開発公社の清算に伴います三セク債、13億6,000万円の発行ということ。要するに、清算に要する経費が13億6,000万円ということが非常に大きく、全体の比較をしづらくさせているといいますか、そういうふうに申し上げておきたいと思います。

2ページにまいりたいと思います。2ページでは今申し上げました予算額、歳入歳出それぞれ85億4,703万8,000円、歳入の決算額84億3,168万円、歳出額82億978万3,000円、それぞれの詳細につきましては後ほど申し上げますが、ここでやはり13億6,000万円の影響がストレートに出てきて、例年とは大きく変わっているという部分があろうかと思います。特に、補正の内容を下に書き出しをしてございますけれども、一言で申し上げますと、大きく膨らんだ原因は、土地開発公社の清算金が13億6,000万円、それから、財政調整基金積立金1億2,800万円、それから、南幌温泉ハート&ハート基金1,600万円、備荒資金組合の納付金1億円、合計、言ってみれば予算の中で歳出ということで、土地開発公社13億6,000万1,000円の支出、それから、貯金をした部分が2億4,400万円ございます。そういった部分が大きな特徴かなというふうに思っておりますので、そのようにごらんをいただきたいというふうに思います。

3ページの関係なんですが、先ほど町長の提案理由の中でありましたように、実質収支については元町の公営住宅改修工事が大きく増加をしたということで、形式収支に対して実質収支が若干縮小しておりますが、前年よりは1,000万円ほど大きいという状況になっております。

それと、1カ所訂正をしていただきたいんですが、(3)の財政構造

の弾力性の表でありますけれども、単位%となっておりますが、一番左側にあります指数、3カ年平均につきましては、これは実はパーセントではありません。右側3つだけはパーセントでありまして、0.25なり0.26という数字はこのままの数字でございます。したがって、4ページにまいりますと、財政力指数の2行目の所に、平成25年度は0.25%というふうになっておりますが、このパーセントは取っていただきたい。0.25でございます。以下、たくさんいろいろ書いてございますが、簡単に申し上げますと、一般会計の関係につきましては、やはり土地開発公社の影響が大きいということで、あと、内容につきましては書いてある内容のとおりでありますので、既に御一読いただいていると思いますので補足は省略をさせていただきたいというふうに思います。

それから、町税の収納状況でありますけれども、調定額8億3,384万7,000円に対しまして、収納済額が7億8,844万3,000円ということで収入をしてございます。これに対して、不納欠損578万5,000円、収入未済額3,961万8,000円、平成25年度の収納率は94.6%、不納欠損は0.7%、未収率は4.8%ということになってございます。収納率は比較をしていただくとおわかりのとおり0.9%でありますが、平成24年度よりは収納率が上昇しているという状況になってございます。

6ページにまいります。6ページでは細々書いてございますので省略をさせていただきますが、最後、2つの段落の中で記載をさせていただきました。平成25年度では調査予告書117件、差押え事前通知書153件云々ということで、最終的に、繰り返しになりますが現年分で98.54%、前年度に対して0.53%、滞納繰越分が15.28%、前年度10.88%ということで4.4%収納率の向上が図られているということになります。

それと、今後とも収納事務については努力をお願いしたいということを書いてございます。納税義務者の納税義務及び特別徴収義務者というのは、サラリーマンの場合は事業主が住民税を給与から天引きをいたします。そして納付をするんですが、そういう協力をお願いする、特別徴収義務者というふうになっていますが、協力をしていない方も残念ながらいるというところがありますので、意識改革に対する取り組みを進めていただきたいということをお願いさせていただいてございます。

7ページの不納欠損の関係にまいります前に一言申し上げたいなと 思うんですが、実はお金を返してもらう、あるいはいただくという業 務は非常に大変な仕事でございます。私も回収業務に当たった経験が ございますけれども、こういうものについては一言で申し上げますと、 長引くほど、あるいは、どんどん時間が経つほど金額は増えていきま すし、返しづらくなるというのが実態でありますので、いかに早く効 果的にお金を回収するかというのが非常に重要な部分であります。そ ういう意味で収納対策グループの努力は評価をしたいなというふうに 思っております。 7ページの③にあります町税等の不納欠損処理の状況でありますが、これは実は公債権だけでございます。いわゆる国税徴収法に基づく徴税権が行使できる債権、それ以外のものについては私債権ということでここには載ってございません。これについては、法律なり規則あるいは条例の定めによりまして不納欠損処理が一定の年限が来ることに、あるいは状況にあるごとにせざるを得ないということで、3行目に書いてありますが、合計103人、985万6,000円の不納欠損をしてございます。前年度は、足しますと128人、1,020万4,000円の不納欠損をしてございますので、若干ではありますが、回収努力はここにも出ているのかなというふうに思っております。④の7ページの下の表から8ページ、9ページの上にかけては、ほぼいろいろと決算書から抜き書きをして書いてございますので、御一読をいただければというふうに思ってございます。

それから、性質別歳出の構成比の状況でありますけども、これも書いてあるんですが、上から3つ目の公債費が14%ということで非常に低くなってきてございます。そして、補助費が36%ということで前年の倍以上、前年度が17.2%でありますから非常に大きく数字が膨らんでおります。これにつきましては、土地開発公社の清算に伴う代位弁済に伴って、公債費は小さく見えますし、補助費は大きく見えるということですから、これを除いて試算したというのが最後の2行に書いてございます。公債費の構成比は平成25年度14%ですが、代位弁済金を除いて試算すると17.9%ということで、前年度の20.2%に比べると減少はしております。14%まで減っていないということで御理解をいただきたいと思います。

10ページにまいりますけれども、地方債の状況をお示ししてござ います。一番左側に全部の地方債の残高合計59億6,288万7, 000円を記載してございます。右側から2番目の欄が前年度末の残 高でありますので、49億8、363万3、000円、これに比べま すと、前年度対比では、真ん中ほどの一番下になりますが、9億7, 925万4,000円ということで、13億6,000万円の三セク 債を発行しても9億7,900万円の増加にとどまっているというこ とを御理解いただきたいなというふうに思っております。ただ、一番 最後の行に書いてありますが、三セク債の償還期間は15年でござい ます。これについては、今後、元利金で約1億円、毎年、平成26年 度から発生していると。金曜日現在の日銀のホームページに載ってい る長期プライムレートを見ますと1.15%でありました。それに0. 5を足しますと1.65%ですから、このままのレートで行けば平成 26年度に支払う利息だけで2,244万円ということになります。 ですから、1億1,200万円ぐらいの支払いが発生するだろうとい う試算が成り立つということでございます。有価証券・債権・出資金 については改めて申し上げることはございません。

12ページにまいりまして、基金の関係でございますけれども、表の一番下の行が載っておりますが、15億4, 109万8, 000円 ということで、前年度の13664, 763572, 0007円に対して1

億9,300万円増加をしてございます。ただ、この欄の「また、」と2行目に書いてありますが、地域の元気づくり交付金1,670万9,000円につきましては、繰り越しのために基金として積んだものでありますから、実質的には1億7,657万5,000円の増加ということになろうかと思います。債務負担行為については記載をしてございますので省略をいたします。

それと、15ページの2つ目の段落をごらんいただきたいんですが、高額レセプトということで書いてございます。そこから始まって3行目なんですけれども、がんと内臓疾患、これで70.6%を占めております。51件中35件というと70.6%ということは、いかに健康診断で早く見つけて治すことができる病気が割合を占めているかということであります。ちょっと余談ですけれども、8月29日、私の友人が64歳で亡くなりました。3月8日に会っているんですが、その後、病院に行って、ステージ4の肺がんだということがわかりまして2カ月入院をして、退院はしたんですが、8月29日に残念ながら亡くなったということで、その方は昨年の5月に健康診断を受けております。それでもそういう状況でありますから、いかに早く発見するかということが大事ですから、これから健康診断なり特定健診をいかに多く受けてもらうのかということが非常に大事だろうというふうに思ってございます。

以下につきましては省略をさせていただきまして、19ページまで飛んでいただきたいと思います。19ページの介護保険給付の内容推移についてということで記載をさせていただいてございます。今回、こういったものをお示しさせていただいたのは、居宅サービス、それから施設サービス、介護予防サービスと大きく分けて、その3つのくくりがあるわけですけれども、前年度に比べますと居宅サービスが増えて、施設サービスが減ってきております。つまり、家で介護しろという方向になってきておりますし、今年の春、国が決めた方向の中でも居宅サービスを増やすという方向になってきてございます。したが

って、ここにもいろいろ書いてありますが、結局、全体の給付は抑制を図られていますが、増えていることは増えているんですが、抑制は図られています。ただ、単価の低い居宅サービスに移行していくということにこれからどんどんなってきます。ただ、問題は誰が居宅サービスをするのかということが非常に重要な問題だろうというふうに思いますので、今後、どうしていくかというのが国の制度の中でありますけども、町としてどう考えるかというのが非常に重要な課題だろうというふうに思っているところであります。

20ページから審査結果ということで総括的なものをお示しさせて いただきました。1つ目には意見の総括としては、決算の内容につい て誤りがないということで認定をさせていただきました。2つ目には、 平成25年度で南幌町自立緊急実行プランが終了いたしましたので、 5年間の結果について検証させていただいてございます。それぞれ数 字がいろいろ載ってございますが、長くなりますので一言で申し上げ たいというふうに思いますが、基金につきましては、平成21年度、 基金につきましては平成21年度10億3,400万円であったのが 15億4,100万円ということで、5億700万円増加をしており ます。平成21年度の右側に推計で行くと5億2,100万円になる だろうということになっていたんですが、実態としては10億2,0 00万円ほど、それを上回ったということで、資金としては潤沢に蓄 えられたということが1つ。それと、その下に備考資金組合積立金が ございますが、これは推計はないんですが、平成21年度7,200 万円が4億2,700万円ということですから、3億5,500万円、 これも増加をしているという状況にあります。地方債につきましては、 平成21年度70億5,800万円が59億6,300万円というこ とで15.5%減って10億9,500万円です。ただ、推計は39 億1,000万円でしたので、20億5,300万増加をしておりま す。ただ、その中身は13億6,000万円が三セク債でありますの で、いろんな事業をやった部分が6億ぐらいプラスをされて増加をし たということですが、後ろ向きの費用ではないというふうに考えます ので、債務ではないというふうに考えますので、いい状況で推移をし ているというふうに考えていきたいと思います。

実は、21ページの最後の4行なんですけれども、このようにこれまでの健全化などの取り組みの効果が表れているが、ということで、正確には国立社会保障・人口問題研究所というふうに申しますけれども、あるいは日本創成会議から数字がいろいろ出されております。微妙に数字が違うので非常にやりづらいんですが、2010年は8,778人、約8,800人だという数字はどちらも変わりません。その数字が、社会保障・人口問題研究所で行きますと3,600人ぐらい減るだろうというふうに言っておりますし、日本創生会議では4,200人ぐらい減るだろうと。要するに8,800人ぐらいから、人口問題研究所は5,100人ぐらい、そして、日本創成会議は4,500人余りの数字になるだろうというふうに言っております。このまま何もしなければ、そうだという声が聞こえてきそうなんですが、全部

の自治体が多分何かをするはずですね。みんな人口を減らさないための取り組みをするわけです。したがって、新たな取り組みをしていかないとますます人口が減ると。周りが集めようとするわけですから集められないと。少なくともこの数字をキープする、もしくはプラスしていくような取り組みをしていかなければ人口は減る一方にしかならないというふうに私は受けとめますので、そういう意味で、展望のある事業と行政運営をお願いしたいというふうに書かせていただいてございます。

最後のページになりますが、収納未済額の対応についてということ であります。読み上げさせていただきますけれども、町税等の公債権 については収納対策グループが中心となって取り組み、成果を上げて いるが、グループの担当外の債権で多部署にわたり公債権、私債権を 問わず、長期に未収入となっているものがあると。連携を図りながら 取り組みはしているわけですけれども、名寄せというのは同一人名義、 同一世帯名義のものを集めて対策をとってほしいということを考えて ございます。あわせて、現実に金額ですとか件数ですとかどこに何が あるかというのは議会という公開の場所ですので改めて申し上げませ んけども、現実に非常に長い期間経過をして、居所がわからない、い わゆる居所不明、あるいは死亡してしまっているというようなケース で、回収をしていない債権が現実に残ってございます。そういった部 分については、きちんと議会の了解を得て、処分をしていかなければ 事務的に残りますし、ただ、請求書を郵便で送ったからって、ずっと 時効が中断されて回収権が残るというものではありません。それは手 続がいろいろあります。そういった部分を全体として基準を示して、 整理をしていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思 います。以上であります。

議長

大変ありがとうございました。ただいま上程されました平成25年 度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

ただいま上程されました平成25年度各会計決算認定に当たりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く8名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思いますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員からの御発言は、8 名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するというご意見でありますが、さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、 休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長について お諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には志賀浦

学議員、副委員長には川幡 宗宏議員の両氏を推薦いたしますので、 議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。ただいま佐藤 正一議員から提案がありました とおり、委員長には志賀浦 学議員、副委員長には川幡 宗宏議員と の御発言でありますが、さよう決定することに御異議ありませんか。 (なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学議員、副委員 長には川幡 宗宏議員と決定いたしました。

2時30分まで休憩をいたします。

(午後 2時16分) (午後 2時30分)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程8 認定第2号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定 についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました認定第2号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、入院患者は前年度に比べ増加しましたが、外来については前年度に比べ減少し、さらには経常経費の縮減に努めましたが、収益的収支では926万318円の純損失となったところです。

以上、平成25年度病院事業会計の決算につきまして御審議の上、 認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

本案につきましては、平成25年度南幌町病院事業会計決算審査意 見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗 読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議長

監査委員から補足説明があれば賜ります。

代表監査委員。

監查委員

それでは、病院会計の決算審査意見書につきましても若干の補足を させていただきたいと思います。これにつきましても1ページにあり ますように、試査の範囲ということで御了解をいただきたいと思いま す。

2ページ目の下をごらんいただきたいんですが、最後の段落に、平成26年3月31日現在の南幌町の人口8,218人に占める15歳未満人口は791人、9.6%、平成22年同日現在の総人口8,937人の1,050人、11.7%に比べては、人口は719人、8%減っております。15歳未満人口は259人、24%、まあ、25%と言っていいかと思いますが、顕著に減少しているということでございます。町立病院そのものについては、小児科というのは非常に大事な診療科なんですけれども、子どもがどんどん減っていく中でいつまでも休診という状態にしておくのか、それとも、小児科そのものを診療科として廃止をして内科の中で対応していくのか。曖昧なことではなく、きちっと方向づけをすべきだろうというふうに考えさせていた

だいております。町立病院は維持するということで昨年の論議がされているというふうに記憶をしてございますけれども、では、どんな病院づくりをしていくのかという中で地域連携をして取り組むというのが平成26年度の中で述べられておりますけども、じゃあ、小児科はどうするのか、具体的なところの検討をしていただきたいというふうに思っております。

3ページ、期別患者動向ということで、本来は第1四半期、4月か ら6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月ということ で4つに分けてお示しをしたかったんですが、1ページに収まりきら ないということなものですから、第1四半期から第3四半期までと第 4四半期、その対比をさせていただきました。一言で申し上げますと、 第3四半期までは外科の入院患者以外はみな減っているという状況に なってございます。第4四半期になって、一番最後の段落と言います か、一番最後の増減率の所をごらんいただきたいんですが、内科は外 来患者で402人、19. 4%増えました。そのことによって年間の 外来患者数も0.2%、20人ですが増えたということでございます。 外科の外来患者は第4四半期でというか、通年して910人減りまし て10.9%、約11%減ってございます。そして、眼科につきまし ては、通年で35人、2.6%減少しております。小児科につきまし ては5月から休診をしておりますので、ほぼ皆減という状況になって います。非常におもしろいなと思うのは入院患者でございます。入院 患者につきましては、外科が数年して2,220人増加をして、29. 6%、約3割の増加をしたということでございます。逆に内科の入院 は減っていると。第3四半期まで見ますと、内科は1,286人減っ て、25.2%減っております。いわば内科の患者を外科で受け入れ たという姿がここに見えます。こんなにけが人が出て、入院をしてい たら大変なことですから、実態はそういうふうになっていたというこ とでございます。そこが入院患者、逆に、第4四半期では104人ほ ど増えて6.3%増加をしてございます。いわば第4四半期というの は1月からでありますから、医師が交代をしたと。そして、積極的に 受け入れをしてくれたという結果がこういうことに結びついているん だろうというふうに思いまして、改めてこういうふうに書かせていた だいてございます。

1行目の所で、第3四半期(12月)と書いていますが、この前に括弧、「4月ないし」というのを12月の前に入れていただければというふうに思います。4月から12月までは減っていたけども、1月から3月は増えたということでございます。

それと最後の所で、本当に最後の行に、小児科の患者数減少は休診に伴うものであり、眼科の患者数に大きな変化はないというふうに書いてございますが、これを実は内科の外来と眼科の外来の患者の動向を平成24年と25年で比較をしてみました。平成24年は、内科の外来患者の数に対して、眼科の患者数は16%です。平成25年度は、同じように比較をすると15.6%です。ですから、内科の外来患者が増えれば眼科の外来患者も増えるという傾向にあるというふうに理

解をしていただければよろしいのかなと。まあ、糖尿病性何とかという目の病気もいろんなものがありますけれども、ついでに眼科に来るというケースがそこそこにあるというふうに理解をするのがいいのかなというふうに思っております。

4ページでございますが、一番上の3行にありますけども、小児科を除いて計算すると外来患者は通年して1万7,073人ということで、前年比925人、5.1%減少してございますが、入院患者は1,038人増加しており、外科と第4四半期で内科が増えたのがここに影響しているということでございます。小児科が皆減状態にありますので、それの数字に惑わされないで見ると、そういうふうになるということであります。

あと、書いてあるとおりでありますので、ずっと飛ばしていきまして最後のページになります。 10ページですけれども、審査の結果でありますが、平成25年度南幌町病院事業会計決算報告書云々というふうにありますが、計数は適正に表示していると認めさせていただきました。

2つ目には、病院経営改善計画に沿った取り組みはされていましたけれども、小児科の休診あるいは内科医師が不安定な状態というのは御存じのとおりでありますので、一部実施できてないという項目はございます。ただ、第4四半期において、非常に今の内科の先生は、インフォームド・コンセント、丁寧に対応してくれるということで、こういった部分の充実が図られたことが患者の増加につながっているのかなというふうに考えさせていただいております。

それと、途中で説明をはしょらせていただきましたけれども、4ページに病床利用率がございます。空知管内で最低の病床利用率ということになっておりますので、やはり病院の収支を確保していく中では、これを改善していくことは非常に重要であるというふうに考えさせていただいております。

それと3つ目、国民健康保険町立南幌病院の財務に関する特例を定める規則というのがございます。これは実は未収金整理簿というのをつけなさいというふうになっているんですが、これがどう対応して請求をしたかとか面談をしたかというところが整理をされてございません。ですから、一般会計、特別会計のところで申し上げました対応経過がはっきりわからない、証明ができない部分が残念ながらあるという、大況になってございますので、これの整備をしていただきたいということと、もう既に発生から、時効の年数があります、今さら言っても、そうだったかいと言われかねない。ただ、相手が時効でしょうと言わない限りは時効にはなりませんけれども、時効中断が図られていないものがありますので、こういった部分、一般会計、特別会計、他の特別会計と合わせて対応方針を整理して、的確な対応、議会と協議をして、不納欠損をするなりそういった対応を図っていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

改めてここで申し上げますと膨大にあるように聞こえますけれど も、1,000万円の大台には達しておりません。何百万円の世界で す。町立病院も一般会計も含めてですね。そういう私債権の関係については十分協議をして検討していただきたいというふうに思います。 以上であります。

議長

ありがとうございました。ただいま上程されました平成25年度南 幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたし ます。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

ただいま上程されました平成25年度南幌町病院事業会計決算認定 に当たりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託 し、休会中に審査してはいかがかと思いますので、議長よりお諮り願 います。

議長

お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員の御発言は、先ほど 設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査す るという御意見でありますが、さよう決定することに御異議ありませ んか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、 休会中に審査することに決定いたしました。

●日程9 報告第3号 平成25年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第3号 平成25年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成25年度の決算をもとに算定した南幌町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第3号 平成25年度決算に基づく南幌町健全化判断 比率及び南幌町資金不足比率の報告につきまして、御説明を申し上げ ます。資料により御説明させていただきますので、別途配付しており ます報告第3号資料をごらんいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が平成20年4月に施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられております。平成21年4月からは同法が完全施行になり本年6年目となります。これらの早期健全化基準及び財政健全化基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられております。

それでは、平成25年度決算によりますそれぞれの指数につきまして御説明を申し上げます。まず、資料の①です。実質赤字比率でございます。これは一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。下の表をごらんになってわかるとおり南幌町においては赤字は発生しておりません。

次に②、連結実質赤字比率です。これは全会計を対象とした赤字比

率または資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましても同じく赤字は発生しておりません。

次に③、実質公債費比率です。これにつきましては一般会計などが 負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で ございます。特別会計並びに一部事務組合を含めたものでありまして、 平成23年から平成25年の過去3カ年の平均数値で表しています。 南幌町の数値につきましては15.8%となり、起債許可を必要とす る18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する 必要はありません。

過去の数値については、資料の裏面の上の表をごらんください。平成24年度が17.7%、平成23年度が20.0%であります。平成24年度との対比では1.9ポイントほど改善されております。この要因は、表の下の最初の米印に記載しておりますが、新たな起債の発行抑制による公債費充当一般財源等の減少が主な要因であります。この15.8%は3カ年の平均数値でありますので、参考までに、単年度の比率は、平成23年度が16.9%、平成24年度が16.6%、平成25年度が14.1%となっております。

資料の表に戻ります。次に④の将来負担比率です。これにつきましては一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましては第三セクターなども含めたものとなっております。南幌町の数値では89.3%となっております。早期健全化基準の350.0%を260.7ポイント下回っている状況でございます。過去2年の数値につきましては、裏面の上の表の下段に記載しておりますとおり、平成24年度が85.4%、平成23年度が104.8%となっております。今回、平成24年度より3.9ポイントほど上がっておりますが、その要因は、表の2番目の米印に記載のとおり、土地開発公社解散に伴う三セク債の発行により地方債残高が増加したことによるものです。このようなことで、南幌町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、資料裏面の2の資金不足比率です。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。本町の企業会計といたしましては病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計となっていますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのようなことから、資金不足比率が該当ないため経営健全化計画の策定は不要となっております。

以上、財政健全化法に基づきます南幌町の健全化判断比率等につきましての説明をさせていただきましたけれども、いずれも健全化計画及び再生計画の策定は不要でございますが、今後におきましても行財政改革をさらに推進し、個々の比率の改善に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

議 長 本案につきましては、平成25年度決算に基づく南幌町財政健全化

及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局 長

長

議

(朗読する。)

監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第3号 平成25年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

日程10 議案第49号から日程12 議案第51号までの3議案 につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- ●日程10 議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算 (第3号)
- ●日程11 議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正 予算(第1号)
- ●日程12 議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会 計補正予算(第1号)

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第49号から議案第51号までの3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、ふるさと応援基金積立金の追加、がんばる地域交付金事業の追加、生涯学習センター備品並びに図書一式の追加、町民プール整備実施設計業務の追加、歳入では、普通交付税確定に伴う減額、がんばる地域交付金の追加、ふるさと応援寄附金の追加、平成25年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,630万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億135万9,000円とするものであります。

次に、議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、北海道厚生局及び北海道の個別指導による診療報酬の返還と江別市立病院からの医師派遣経費の追加が主な理由であります。その結果、収益的収入では既定予算に192万5,000円を追加し、5億6,972万9,000円とし、収益的支出では既定予算に205万5,000円を追加し、6億1,437万8,000円とするものであります。

次に、議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)につきましては、歳出では、晩翠汚水中継ポンプ場汚水送水ポンプ修繕費の追加、歳入では、前年度繰越金計上による一般 会計からの繰入金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳 入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1、800万5、000円とする ものであります。

議案第49号につきましては副町長が、議案第50号につきましては病院事務長が、議案第51号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長副町長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。13ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,206万3,000円の追加でございます。説明欄の一般管理経費でふるさと応援寄附謝礼品1,140万円の追加です。ふるさと応援寄附金の状況を説明いたしますので、別途配布しております資料をごらんください。8月31日現在での数値となります。申込件数は2,452件、寄附金総額で2,559万9,501円となっております。寄附指定事業、謝礼品の内訳は記載のとおりですので参考にしていただきたいと思います。なお、これらの数値をもとにそれぞれの項目で予算整理をさせていただいております。

予算書に戻ります。電算機器管理運営事業で社会保障・税番号制度システム整備66万3,000円の追加です。中間サーバーを追加整備するもので、全額補助されるものです。

3目財産管理費、補正額2,860万円の追加でございます。財産管理経費で修繕料110万円の追加です。夕張太特目住宅の屋根並びに庁舎職員玄関ドアなどの修繕を実施するものです。ふるさと応援基金積立金で1,550万円の追加です。農業支援対策基金積立金で1,200万円の追加です。土地改良事業推進本部からの配分金を積み立てるものです。なお、歳入で総額1,600万円の配分金を受けますが、400万円につきましては、当初予算に計上しております農業振興事業補助金に財源充当しております。

4目企画振興費、補正額52万9,000円の追加でございます。 地域新エネルギー推進事業で職員特別旅費29万2,000円の追加 です。南幌町バイオマス産業都市構想の申請に伴う旅費を追加するも のです。修繕料で23万7,000円の追加です。バイオマスボイラ 一保守点検の実施により、部品交換など必要なことから追加するもの です。

5目企業誘致推進費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

8目防災諸費、補正額4万6,000円の追加でございます。防災 諸経費で防災行政無線保守点検業務4万6,000円の追加です。移 動系電波の点検を実施するものです。次ページにまいります。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

12目地域経済活性化等対策事業費、補正額2,246万円の追加 でございます。がんばる地域交付金事業で緊急通報システム更新業務 562万円の追加です。既存のセンター装置の老朽化に伴い全面改修 をするもので、利用対象者の拡大分を含め追加するものです。公園遊具等改築工事1,684万円の追加です。中央公園の老朽化した木製遊具を改築するもので、大型コンビネーション遊具、ターザンロープなどの設置を予定しております。なお、解体費用も含め追加するものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額695万5,000円の追加でございます。地域生活支援事業で過年度返還金4万5,000円の追加です。障がい者福祉経費で自立支援医療扶助費450万円の追加です。生活保護受給者1名が新規認定となったことによるものです。過年度返還金241万円の追加です。

3目老人福祉費、補正額30万4,000円の減額でございます。 高齢者在宅支援事業で緊急通報システムの更新に伴い既定の予算を含めそれぞれ精査するものです。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額1万7,000円の追加でございます。児童福祉総務経費で過年度返還金1万7,000円の追加です。

4款衛生費1項2目予防費、補正額4万6,000円の追加でございます。成人保健事業で管理栄養士費用弁償として4万6,000円の追加です。管理栄養士の退職により、9月より江別在住の管理栄養士を採用したことによるものです。

4目病院費、補正額192万5,000円の追加でございます。病院事業会計繰出金で192万5,000円の追加です。後ほど特別会計で説明いたします。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額15万円の追加でございます。保健福祉総合センター管理経費で修繕料15万円の追加です。 浴室のろ過機部品交換など一般修繕経費を追加するものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額91万9,000 円の追加でございます。事務局経費で農地台帳システムの改修並びに データ更新業務で91万9,000円の追加です。農地法の改正によ るもので、全額補助を受け実施するものです。

2目農業振興費、補正額2万4,000円の追加でございます。農業振興経費で農地中間管理事業受託経費として、事務経費を追加する ものです。

3目農地費、補正額10万円の追加でございます。土地改良事業経費で晩翠地区農道付替用地購入10万円の追加です。道央圏連絡道路の用地変更に伴うもので、全額国の補償により購入するものです。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額411万8,000円の減額でございます。下水道事業特別会計繰出金で411万8,000円の減額です。後ほど特別会計で説明いたします。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額46万3,000円の追加でございます。南空知消防組合負担金事業で46万3,000円の追加です。明細書で説明いたします。19ページをごらんください。消防支署運営事業で修繕料32万2,000円の追加です。庁舎ボイラーの

修繕を行うものです。施設・資機材更新事業で修繕料14万1,00 0円の追加です。庁舎シャッターの修繕を行うものです。

17ページをごらんください。9款教育費4項5目社会教育施設費補正額3,144万3,000円の追加でございます。社会教育施設管理経費で生涯学習センター建設に伴う各種委託業務で718万9,000円の追加、図書発注システム使用料で13万円の追加、庁舎用備品並びに図書一式で2,412万4,000円をそれぞれ追加するものです。次ページにまいります。

2目体育施設費、補正額2,498万5,000円の追加でございます。体育施設経費で町民プール建設に伴う各申請等の手数料並びに 実施設計業務委託料を追加するものです。なお、基本設計業務委託料 につきましては、入札減により精査するものです。

10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に歳入の説明を行います。 9ページをごらんください。

9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額10万2,000円の減額でございます。1節地方特例交付金で10万2,000円の減額です。確定によるものです。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額7,786万9,0 00円の減額でございます。1節地方交付税で普通交付税7,786 万9,000円の減額です。同じく確定によるものです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額225万円の 追加でございます。1節自立支援医療給付費国庫負担金で225万円 の追加です。歳出で説明しました医療給付費の2分の1が負担される ものです。

2項5目総務費国庫補助金、補正額1,932万3,000円の追加でございます。1節総務管理費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備事業補助金66万3,000円の追加並びにがんばる地域交付金1,866万円を追加するものです。次ページにまいります。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額112万5,00 0円の追加でございます。2節自立支援医療給付費道負担金で112 万5,000円の追加です。医療給付費の4分の1が負担されるものです。

2項1目総務費道補助金、補正額120万円の追加でございます。 1節総務管理費道補助金で地域づくり総合交付金120万円の追加で す。企業誘致推進事業が交付対象となったことから今回追加するもの です。

4目農林水産業費道補助金、補正額47万2,000円の追加でございます。1節農業費道補助金で農業委員会活動促進事業交付金44万6,000円の減額です。確定によるものです。農地台帳システム整備事業交付金91万8,000円の追加です。歳出で説明しました経費の全額が交付されるものです。

16款財産収入2項4目残余財産収入、補正額160万8,000円の追加でございます。1節残余財産収入で土地開発公社残余財産収

入160万8,000円の追加です。土地開発公社清算結了に伴い町 に引き継ぐものです。次ページにまいります。

17款寄附金1項3目ふるさと応援寄付金、補正額1,550万円 の追加でございます。1節ふるさと応援寄附金で1,550万円の追 加です。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額7,822万6,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で7,822万6,000円の追加です。財源不足分を繰り入れるものです。

19款繰越金1項1目繰越金、補正額6,633万9,000円の 追加でございます。1節繰越金で6,633万9,000円の追加で す。

20款諸収入4項4目農地中間管理事業業務受託事業収入、補正額 22万6,000円の追加でございます。1節農地中間管理事業業務 受託事業収入で22万6,000円の追加です。次ページにまいりま す。

5項3目農林水産業収入、補正額1,600万円の追加でございます。1節農林水産業収入で農業振興負担金1,600万円の追加です。 土地改良事業推進本部からの配分金です。

5目雑入、補正額200万5,000円の追加でございます。1節 雑入で晩翠地区経営体育成基盤整備事業補償費は歳出で説明しました 農道付替用地購入の補償費、そのほかにつきましては平成25年度の 精算金で、それぞれ確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億2,630万3,000円を追加し、 補正後の総額を53億135万9,000円とするものです。以上で 議案第49号の説明を終わります。

議 長病院事務長

病院事務長。

続いて、議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算 (第1号)について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。 初めに、収益的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1款病院事業収益2項医業外収益4目他会計繰入金、192万5, 000円の追加でございます。一般会計からの繰り入れで、江別市立 病院から医師の追加派遣を受ける経費を賄うもので、特別交付税の措 置対象となる医師派遣経費でございます。詳細は支出で御説明申し上 げます。

次に、支出について御説明申し上げます。1款病院事業費用1項医業費用3目経費、192万5,000円の追加でございます。9月より診療体制の充実と常勤医師による地域との交流の取組機会を確保するため、江別市立病院より週1回、半日、医師の追加派遣を受けるものであります。19節賃借料で自動車借上料、17万5,000円の追加でございます。派遣医師の送迎に係る自動車借上料を追加するものでございます。20節委託料、175万円の追加でございます。医師派遣業務委託料を追加するものでございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損、13万円の追加でございます。 1節過年度損益修正損で、診療報酬返還金12万9,100円の追加 でございます。本年6月に実施された北海道厚生局及び北海道による 個別指導において、2点の指摘を受けて診療報酬の返還措置が発生い たしました。1点目は薬剤情報提供料について、時間外の外来患者に 係る院内処方において薬剤の名称等の情報を文書により提供していな いのに算定したことから、101名分で1万400円を返還するもの でございます。 2 点目は在宅自己注射指導管理料について、入院中の 患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導を行った場合に、月 に1回に限り算定し、在宅自己注射を指示した根拠、指示事項、指導 内容の要点を診療録に記載することになっておりますが、診療録に記 載がないのに算定していた6名分で13万1、800円を返還するも のでございます。いずれも返還期間につきましては、平成25年6月 から平成26年5月までの12カ月で自主点検したものであり、合計 では14万2、200を返還するものでございます。追加につきまし ては、過年度分に係る返還分で、在宅自己注射指導管理料のうち現年 度分1万3,100円につきましては現行予算で対応となり、今後返 環処理をしてまいります。今回の指導で指摘された事項については、 既に改めております。今後も診療報酬の請求等に対しましては、算定 要件に沿った適切な運用に努めてまいります。

1ページにお戻りください。第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益は192万5,000円を追加し、5億6,972万9,000円に、病院事業費用は205万5,000円を追加し、6億1,437万8,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は4,464万9,000円となります。以上で議案第50号の説明を終わります。

議 長都市整備課参事

都市整備課参事。

続きまして、議案第51号の説明を申し上げます。議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

1款1項下水道事業費2目管理費、補正額130万円の追加でございます。管理費といたしまして、晩翠汚水中継ポンプ場において江別市へ送水しております汚水ポンプ3台中のモーターの1台が故障したことから交換を行おうとするものでございます。経過年数は約20年でございます。

2款1項公債費1目元金、補正額はございません。歳入で繰越金充当を行ったことから平成25年度決算におけます繰越額の確定による 財源充当の変更でございます。

以上で歳出の説明を終わりまして、歳入の説明を申し上げます。前のページ、7ページをお開き願います。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額411万8,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金411万8,000円の減額でございます。平成25年度繰越額の確定によりまして、起債償還分に充てておりました額を減額しようとするものでございます。

4款1項1目繰越金、補正額541万8,000円の追加でござい

ます。1節繰越金541万8,000円の追加でございます。平成25年度事業会計の繰越額が確定したことによります追加でございます。

以上で歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億1,800万5,000円とするものでございます。以上で下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第49号についての質疑を終結いた します。

次に、議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第50号についての質疑を終結いた します。

次に、議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第51号についての質疑を終結いた します。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、 直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第49号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第3号)は、 原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

議案第50号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号) は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

議案第51号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程13 議案第52号 平成26年度南幌町国民健康保険特別

会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第52号 平成26年度南幌町 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、 一般被保険者に係る保険給付費の追加並びに基金積立金の追加、歳入 では、平成26年度保険税一般被保険者並びに退職被保険者分の減額、 保険給付費増額に伴う国庫支出金、道支出金等の追加、平成25年度 繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入 歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,672万円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,885万2,000円と するものであります。

詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審 議賜りますようお願い申し上げます。

議 長住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第52号 平成26年度国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに、歳出の説明をいたします。 9ページをごらんください。

歳出、2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費補正額3,000万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として一般被保険者療養給付費3,000万円の追加。給付費の増加に伴い必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、3目一般被保険者療養費、補正額120万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金としまして一般被保険者療養費120万円の追加。給付費の増加に伴い必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、補正額 1,425万8,000円の追加でございます。19節負担金補助及 び交付金で負担金として一般被保険者高額療養費1,425万8,0 00円の追加。給付費の増加に伴い必要額を見込み追加するものでご ざいます。

次の3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、補正額 はございません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいりま す。

4項の移送費につきましても補正額はございません。財源内訳を変 更するものです。

続きまして、3款1項1目後期高齢者支援金等、補正額3万9,00円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として後期高齢者支援金3万9,000円の追加、確定により追加するものでございます。

続きまして、9款1項1目基金積立金、補正額67万7,000円の追加でございます。25節積立金で財政調整基金積立金67万7,000円の追加、平成25年度決算に伴い繰越金が発生したため財源調整後、余剰金を積み立てるものでございます。次ページにまいります。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、補正額54万7,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等清算金54万6,000円の追加、平成25年度の退職者療養給付費交付金の確定により返還金が生じたため追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。 7 ページをごらんください。

歳入、1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、補正額582万円の減額でございます。1節医療給付費分現年課税分で493万2,000円の減額、続きまして、2節後期高齢者支援金分現年課税分で47万5,000円の減額、3節介護給付費分現年課税分で136万3,000円の減額、いずれも保険税の調定額が当初予算を下回り年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額178万6,000円の減額。1節医療給付費分現年課税分で117万2,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分で26万9,000円の減額、3節介護給付費分現年課税分で34万5,000円の減額、いずれも保険税の調定額が当初予算を下回り年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、4款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、補正額1,454万2,000円の追加でございます。1節現度年分で1,454万2,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い療養給付費等負担金を追加するものでございます。次ページにまいります。

2項国庫補助金1目財政調整交付金、補正額408万9,000円の追加でございます。1節財政調整交付金で408万9,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金を追加するものでございます。

続きまして、7款道支出金2項道補助金1目道調整交付金、補正額408万9,000円の追加でございます。1節道調整交付金で408万9,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金を追加するものでございます。

続きまして、10款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、補正額4,245万5,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で4,245万5,000円の減額。繰越金の増加に伴い財源調整のため減額するものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は5,759万4,710円となる見込みでございます。

続きまして、11款1項1目繰越金、補正額7,406万1,000円の追加でございます。1節繰越金で7,406万1,000円の追加。平成25年度決算に伴い繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ4,672万円を追加し、歳入歳出それぞれ10億6,885万2,000円とするものでございます。以上で

説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直 ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第52号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程14 議案第53号 平成26年度南幌町介護保険特別会計 補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第53号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、保険給付費の追加並びに国庫支出金等清算金の追加、歳入では、平成25年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,458万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,646万円とするものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第53号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補 正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたしま す。8ページをごらんください。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額308万8,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護予防サービス給付費308万8,000円の追加。グループホームの入所者の増加により追加するものでございます。

続きまして、5目介護予防福祉用具購入費、補正額37万3,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金で、負担金として介護予防福祉用具購入費37万3,000円の追加。該当者の増加により追加するものでございます。

続きまして、4項高額介護サービス等費2目高額介護予防サービス費、補正額18万6,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金で、負担金として高額介護予防サービス費18万6,000円の追加。グループホーム入所者の増加に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、補正額1,0 94万円の追加です。23節償還金利子及び割引料で、国庫支出金等 精算金1,094万円の追加。平成25年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道・支払基金負担分の精算により返還金が生じたため追加するものでございます。返還金の内訳は、国庫が435万5,042円、道費が30万7,321円、支払基金が628万2,893円となっております。

次に歳入の説明をいたします。 7ページをごらんください。

6款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額181万4,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金181万4,000円の減額。繰越金の増加に伴い財源調整のため減額するものでございます。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額1,640万1,000円の追加でございます。1節繰越金で1,640万1,000円の追加。平成25年度の繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ1, 458万7, 000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億6, 646万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直 ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第53号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで 休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時41分)

9月12日 (午前9時30分)

議 長 おはようございます。

去る9月9日より決算審査特別委員会のため休会となっておりました平成26年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程15 議案第54号から日程17 議案第56号までの3議案 につきまして関連がございますので一括提案いたします。

- ●日程15 議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- ●日程16 議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例制定について
- ●日程17 議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例制 定について

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第54号から議案第56号までの3議案につきまして提案理由を申し上げます。議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、議案第56号南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定につきましては、いずれも子ども・子育て支援制度が創設され、国の基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることになったため、本案を提案するものであります。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第54号、議案第55号、議案第56号の子ども・ 子育て支援新制度施行に伴う関連する3つの条例制定議案について御 説明させていただきます。

初めに、子ども・子育て支援新制度の概略から御説明させていただきます。別途配布しております説明資料は、ホッチキスどめで4つに分かれているかと思いますが、その一番上の子ども・子育て支援新制度の関連条例についてという資料をごらんください。今回、一括提案させていただいた新規条例は、記載のとおり①から③までの3つの条例を制定するものであります。

2枚めくっていただいて4ページをごらんください。子ども・子育

て支援法は、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育 て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に成 立した子ども・子育て関連3法の中の法律の1つでございます。

この法律では、乳幼児の教育・保育の分野に給付制度を導入することを核に、子どもとその保護者に対して必要な支援を行うことを定めておりまして、これまでの事業者等に対する公費補助方式から利用者個人への公費補助方式へと改正されたため、図のとおり認定こども園、幼稚園、保育所を利用する場合には施設型給付、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を利用する場合には地域型保育給付として子どもの保護者へ支給されることになります。しかしながら、通常の運用形態としては、事業者が法定代理受領方式により公費補助金の給付費を受け取り、保護者は保育料と給付費の差額を自己負担分として事業者に支払うこととなります。

5ページをごらんください。認定こども園などの教育・保育施設は、これまでどおり都道府県から認可を受けて事業を実施していくことになりますが、少人数の保育事業であります地域型保育事業は市町村の認可事業となるため、議案第54号の南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定が必要となったところであります。地域型保育事業とは、記載のとおり利用定員が6人以上19人以下で保育する場合は小規模保育、定員が5人以下は家庭的保育、子どもの自宅で保育する場合は居宅訪問型保育、企業等の従業員の子どもとその地域内で保育を必要とする子どもも含めて事業所内に保育する場を提供する場合は事業所内保育として、全部で4つの事業類型に分類されており、今回の条例においては、この事業類型ごとに設備基準等を定めた内容となっています。

6ページをごらんください。子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月から本格施行することになっていますが、この支援新制度を円滑に推進していくため、町では平成27年度から5年間を計画期間とした南幌町子ども・子育て支援事業計画を現在策定中でありまして、この計画には先ほど説明した子どものための教育・保育給付や、以前から取り組んできております延長保育事業や学童保育事業などの地域子ども・子育て支援事業について量の見込みや確保方策などを盛り込むこととなっております。

それでは、議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の御説明に入らせていただきます。

新条例でございますので、本来は補足説明等を加えながら条文を朗読させていただくところでありますが、この条例は、国で定めた施設の設備や運営等の基準を踏まえた内容であるため条文朗読は省略させていただき、説明資料で簡潔に御説明させていただきます。

それでは、別途配布資料の議案第54号、説明資料をごらんください。1番、条例制定の背景は、先ほども御説明いたしましたが、子ども・子育て支援制度の創設に伴い平成27年度から家庭的保育事業等が運用開始となるために、平成26年度中に条例を制定するものです。

2番、条例の趣旨及び目的は、制度開始後、町が家庭的保育事業等

の設置認可を行うこととなるため、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき家庭的保育事業等に関する基準を定めるもので、 条例の制定に当たっては、国が定める基準により示された従うべき基準と参酌すべき基準の区分を踏まえ定めています。従うべき基準は、表の対象事項のとおり、利用定員、適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの心身の状況などとなっており、そのほかについては地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる参酌すべき基準となっています。

次のページをお開きください。3番、子ども・子育て支援新制度につきましては、子どものための教育・保育に係る給付制度が創設され、町で確認を行った教育・保育施設と地域型保育事業が特定という文字がついた事業者となって給付を受け取ることになります。

(2)の給付の支給対象となる子どもの認定区分ですが、今回の新制度から子どもごとに対象年齢、認定要件、対象施設によって3つの認定区分に分類され、その資格認定に基づき施設や事業を利用することになります。1号認定の子どもとは、満3歳以上で保育の必要性がなく学校教育のみの認定を受けた小学校就学前のお子さんのことで、利用対象施設は認定こども園、幼稚園となります。次の2号認定の子どもとは、保護者が労働又は疾病により家庭で保育を受けることができない満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前のお子さんのことが、利用対象施設は認定こども園、保育所となります。最後の3号認定の子どもとは、2号認定と同じ認定要件で、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた学校就学前のお子さんのことを言っておりまして、利用対象施設等は年齢に応じた施設や地域型保育事業の利用となります。町では、保護者から給付費の資格認定申請があった場合、これら3つの認定区分を基本に子どもごとに資格認定を行っていくこととなります。

下段の4番、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてですが、これまでの保育所の枠組みに加え、地域型保育事業として3ページの表のとおり4つの類型を基本に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした保育事業が行われることになります。

次に下段の5番、条例制定に係る基本的な考え方といたしましては、本町では国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないとの判断から、原則、国の基準を本町の基準として条例で定めております。しかし、第1章、総則の一般原則規定の中で、平成24年に制定させていただいた暴力団の排除の推進に関する条例を遵守する条文を独自の基準として追加させていただいております。なお、条例項目、個別事項等は表のとおりでございます。

4ページをごらんください。6番、本町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)ですが、内容を項目別に国の基準と本町の基準(案)を比較できるよう表で整理しておりますので、これで簡単に御説明させていただきます。

初めに第1章の総則でありますが、家庭的保育事業を初めとした4つの地域型保育事業の共通事項として、第1条から第21条において、

条例の趣旨・目的、事業者等としての一般原則、非常災害への備え、職員の一般的要件、6ページから7ページかけては利用する子どもに対する平等の取り扱いや虐待等の禁止、衛生管理、食事の提供方法、健康管理、事業所の内部規定等の基準を定めています。この中で、先ほど御説明しましたが、5ページの家庭的保育事業等の一般原則において第5条第3項として、子ども・子育て支援施策から暴力団の排除を明確にするための独自規定として南幌町暴力団の排除の推進に関する遵守規定を定めています。

続いて、8ページ中段からは地域型保育事業の4つの事業類型ごとに総則以外の運営等基準を定めております。第2章、家庭的保育事業では、第22条から第26条において設備や面積基準、職員の資格要件や人数、保育時間と内容などの基準を定めています。

次に、第3章、小規模保育事業では、第27条で利用定員数などの 規模に応じてA型、B型、C型の3類型の分類を規定し、第28条か ら第30条までは小規模保育事業A型、第31条と第32条で小規模 保育事業B型、第33条から第36条までは小規模保育事業C型とし て、それぞれ類型ごとに設備や面積基準、職員の資格要件や人数、保 育時間などを定めています。

次に、第4章、居宅訪問型保育事業では、第37条から第41条に おいて障がい等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育であるこ となどの定義を初め、設備・備品、職員、連携施設、保育時間などの 基準を定めています。

次に、第5章、事業所内保育事業では、第42条から第48条において利用定員区分とその区分に応じた地域枠の設定、利用定員20人以上と19人以下に分けた実施場所の設備や面積基準、職員の資格要件や人数、保育時間などについて定めています。

ここで大変申し訳ありませんけれども、議案書の条例本文、最終ページをお開きください。左ページ中段、第6章、雑則、第49条では委任規定を定めております。次の附則、第1条で施行期日を子ども・子育て支援法及び関係法律の関係整備法の施行の日から施行することとし、第2条から第5条までは、食事の提供、連携協力施設の確保、保育従事者の確保、小規模保育事業C型移行への利用定員基準について5年間の経過措置を定めています。以上で、南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明させていただきます。この条例も新条例でございますが、条文朗読は省略させていただき、説明資料で簡潔に御説明させていただきます。

別途配布資料の議案第55号、説明資料をごらんください。1番、 条例制定の背景は、議案第54号の条例と同じでありますので省略させていただきます。

2番、条例の趣旨及び目的は、新制度の概略で御説明したとおり、 認定こども園、保育所、幼稚園の教育・保育施設と家庭的保育事業な どの地域型保育事業の事業者が子ども・子育て支援法に基づく給付を受けるためには町の確認を受ける必要があるため、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の事業者が遵守すべき運営に関する基準について定めるもので、条例の制定に当たっては、議案第54号の条例同様、従うべき基準と参酌すべき基準の区分を踏まえ定めています。この条例における従うべき基準は、議案第54号条例と同じ利用定員等が対象項目となっています。

次のページをお開きください。3番、子ども・子育て支援新制度についても、議案第54号と同じ内容ですので説明は省略させていただきます。

次の4番、条例の制定に係る基本的な考え方につきましても議案第54号の条例同様、国の基準の内容を本町の基準として条例で定めていることと、一般原則規定の中に暴力団の排除の推進に関する条例を遵守する条文を独自の基準として追加させていただいております。

3ページ下段、5番の本町における特定教育・保育施設の運営に関する基準(案)ですが、4ページ以降、表で整理しておりますので、この表で簡単に説明させていただきます。

初めに、第1章、総則として、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業者の共通事項として、第1条から第3条において、条例の趣旨、使用する用語の定義、事業者としての一般原則の基準を定めています。この中で、先ほど御説明しました町独自規定の南幌町暴力団の排除の推進に関する遵守規定条文を第3条第5項として追加しています。なお、条例本文では、施設の運営に関する基準について、第4条から第52条まで、第2章の特定教育・保育施設と第3章の特定地域型保育事業者に分けてそれぞれ定めておりますが、説明資料では項目ごとに、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の国の基準と本町の基準(案)を整理させていただいております。

5ページ上段の利用定員では、特定教育・保育施設は20名以上、特定地域型保育事業は19名以下が基本ということで、記載のとおり、それぞれの事業形態別に利用定員を定めております。

6ページから7ページにかけては、保護者からの利用申し込みを受けた時の応諾義務や受給資格等の確認などを定める基準となっていますが、特定地域型保育事業には7ページ下段のとおり特定教育・保育施設等の連携協力施設の確保義務等を定めています。

8ページでは利用者負担額等の受領基準、9ページでは特定教育・保育の取扱方針、自己評価の実施などの基準、10ページから14ページにかけては運営規程の策定、虐待等の禁止、苦情対応、地域との連携、事故防止・発生時の対応、会計区分、記録の整備などを定めています。

14ページ中段から15ページ中段にかけては、特例施設型給付費に関する基準ということで、1号認定を受けた子どもは原則、認定こども園か幼稚園しか利用できないこととなっていますが、緊急やむを得ない何らかの理由により、本来、2号認定か3号認定の子どもしか

利用することができない保育所を利用した場合に支給することができる基準となっております。また、逆に、2号認定の子どもが1号認定しか利用できない幼稚園を利用する場合なども適用することとしています。

ここで大変申しわけありませんが、議案書の条例本文、最終ページから3ページ前をごらんください。第4章、雑則、第53条では委任規定を定めております。次の附則、第1条では、施行期日を子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとし、第2条から第5条までは、特定保育所の利用者負担額等や施設型給付費等に関すること、小規模保育事業C型移行への利用定員基準、連携協力施設の確保について経過措置を定めています。以上で、南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の説明を終わらせていただきます。

最後に、議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例について御説明させていただきます。 この条例も新条例でございますが、条文朗読は省略させていただき、 説明資料で簡潔に御説明させていただきます。

別途配布資料の議案第56号、説明資料をごらんください。1番、 条例制定の背景は、これまでの2つの条例と同じでありますので省略 させていただきます。

次に2番、条例の趣旨及び目的でありますが、本町においては学童保育事業を実施するに当たり、平成5年に児童会への入会要件や定員等を定めた南幌町学童保育条例と条例施行規則を制定しておりますが、今回の条例は改正児童福祉法34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございまして、条例の制定に当たっては、これまでの2つの条例同様、従うべき基準と参酌すべき基準の区分を踏まえ定めています。この条例での従うべき基準は、放課後児童育成事業に従事する職員に関する部分のみであります。

3番、条例の制定に係る基本的な考え方につきましても、これまでの2つの条例同様、国の基準の内容を本町の基準として条例で定めていることと、暴力団の排除の推進に関する条例を遵守する条文を独自の基準として追加し、条例項目は2ページ上段の表のとおりとなっております。

次に4番、本町における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準(案)ですが、項目別に国の基準と本町の基準(案)を整理しておりますので、この表で簡単に説明させていただきます。

第1条では、この条例の趣旨、第2条では利用者に対する最低基準の目的等を定めています。第3条から第5条までは、放課後児童健全育成事業者の責務、一般原則、非常災害対策の基準を定め、第4条第5項に先ほど説明しました町独自規定の南幌町暴力団の排除の推進に関する遵守規定を条文として追加しています。

3ページをごらんください。第6条と第7条では、事業に従事する 職員の一般的要件などの基準を定め、下段の第8条では、事業所の設 備・面積基準を定めております。この基準では、児童1人の専用区画面積はおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとしており、現在、南幌小学校で実施している学童保育事業は登録児童数60名に対し2教室を使用しておりまして、児童1人当たりの専用面積は2.1平方メートルということで、この基準はクリアしております。

4ページをお開きください。第9条の職員に関する基準でございます。放課後児童支援員の人数や資格要件、支援の単位ごとの児童数を定めており、現在実施している学童保育事業においては支援員数、資格要件、児童数等は全てこの基準をクリアしております。

5ページをごらんください。第10条から6ページの第20条までは、事業者が放課後児童健全育成事業を運営していく中での基本的事項として平等の原則、虐待等の禁止、運営規程の策定、苦情対応、開所時間及び日数、事故発生時の対応などの基準をそれぞれ定めております。

なお、6ページ、第17条の開所時間及び日数の基準では、開所時間は小学校の休業日は1日につき8時間以上、休業日以外は1日につき3時間以上、開所日数は1年につき250日以上を原則として定めておりますが、本町においては、小学校休業日は午前8時から午後6時30分まで、休業日以外は放課後から午後6時30分まで、延長保育としては午後7時まで対応しています。開所日数は平均的に290日前後ということで、この基準についてもクリアしております。

ここで再々にわたり申し訳ありませんが、議案書の条例本文最終ページをごらんください。第21条では委任規定を定めております。次の附則、第1条では施行期日を子ども・子育て支援法及び関係法律の関係整備法の施行の日から施行することとし、第2条では放課後児童支援員の資格要件の経過措置を定めています。

以上、説明が大変長くなりましたが、議案第54号、議案第55号、 議案第56号の新規条例の説明を終わらせていただきます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 惠子議員。

(大業員 - 何占か) 原明さ

何点か質問させていただきます。この議案第54号、説明資料の中で家庭的保育事業のと、いろいろあるんですけれども、これは本町、今現在こういう申し込みというかそういうのが考えられるのかどうかということと、この3つ、条例全般に言えるんですけれども、先日の決算の中でもニーズ調査が行われたということで、その結果とかを踏まえての事業計画の策定だったのかどうか。そのニーズ調査の中からいろいろ基準をつくる時に、それを参考にして取り入れたのかどうか。それから、全般を通してもそうなんですけれども、従うべき基準、参酌すべき基準というところで、本町の基準というところでは、第5条の暴力団の排除の推進だけが国の基準以外のことですよね。こうい

う中で、職員の資格とかいろいろそういうところに本町独自のそうい

議長

熊木議員

うものを盛り込むということができなかったのかどうか。そこを伺います。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長。

熊木議員の御質問にお答えします。家庭的保育事業等の4つのタイプの事業所の申し込み、事業運営をされたい事業者から申し込みがあるかというような御質問だったと思いますけれども、本町においては、幸いにも幼稚園1カ所と保育園1カ所を運営しておりまして、その2カ所の事業所で子どもたちが全て保育、療育できているという状況の中で、家庭的保育事業を展開したいという事業者の申し出は現在のところありません。ただ、今後、小規模保育、事業所内保育というようなことも想定されますので、条例制定だけ今回させていただきたいなというふうに提案させていただいたところでございます。

2点目のニーズ調査を踏まえた中でこの条例内容を制定しているかということでございますけれども、子ども・子育てのニーズ調査の本来の目的は、あくまでも保育事業の内容についてどうのこうのというニーズ調査の内容にはなっておりませんので。あくまでも子育てを進めていくだけの環境的にどうなのかというニーズ調査を基本的に聞きとっておりますので、今回の条例制定につきましては、あくまでも国が定めている基準を遵守した中で本町においても何ら特段、町独自にこの辺を言っておかないと本町の子どもたちがちょっと大変になるのではないかということもありませんので、基本的には国の基準どおり条例制定をさせていただいております。

それと、1点、最後に暴力団の追放の推進条例の関係でございますけれども、それにつきましても平成24年に本町として独自に暴力団追放の条例制定をしておりますので、当然、保育事業を運営する事業者さんにそういう方が入らないようにということで条文を追加させていただいておりまして、そのほかにつきましては、職員の資格要件等につきましても現状の状況の中で、この資格要件の中でクリアした中で事業展開をさせていただいているということで、特段本町の独自のこういう資格を持った方ではないとだめだというようなことも見受けられなかったものですから、国の基準どおりの資格条件のもと条例制定させていただいております。以上です。

議 長 熊木議員 (再質問)

## 1番 能木惠子議員。

本町に今現在、幼稚園と保育園と1カ所ずつありますけれども、それ以外では恐らく考えられないという答弁だったかと思うんですけれども、全国で見ると、やはり乳幼児を取り巻く環境の劣悪というか。それで、預ける場所がなくて、民間が参入している本当に小規模の所に預けて命を失われるというような事件がやっぱり起きていると思うんですよね。今は考えられないかもしれないんですけれども、そういうことが起きた時ではやっぱり遅いと思うんです。今回の国の基準の中では、例えば、小規模保育事業では、A型、B型、C型という中で、乳幼児のほふく室とか、やっぱり今までの基準を上回って、少しでも広い場所で伸び伸びと遊ばせるというのが小規模保育の事業であっても必要だと思うんですけれども、そういうところに。今考えられない

としても、やはりこの条例をつくる時に本町の基準の所に国の基準よりもより上回って良い条件というか、そういうことを盛り込むべきではなかったのかと私は思うんですけれども、その辺については、そういうことを考えられてこの基準だったのか。

それから、先ほどの暴力団のことは条例が南幌町にできていますから、これを盛り込むことが、私、それがだめだということではなくて、それは当然だと思うんですけども、それ以外に町で新たに何かそういう基準というものを設けるということができなかったのかということで伺いましたけども、その辺ではどうでしょうか。

議 長保健福祉課長 (再答弁)

保健福祉課長。

この4つの小規模の保育事業形態ですが、先ほど答弁させてもらったように申し出の事業者がいないもので、あくまでも国の基準は標準基準というふうに町として判断しておりまして、当然のことながら、もしそういう事業者さんの申し出があった場合は、小規模保育の認可、市町村が認可していくということになりますので、国の基準の標準の基準を照らし合わせて、それよりもやはり大きな保育スペースが確保できるのはよりいいと思いますけれども、いかんせん今現在、事業者としての申し出がない中で国の基準を上回るような、このスペースでなければいけないという基準を定めるのは町としてはいかがなものかと、やっぱり担当としては考えておりまして、あくまでも今回の条例制定につきましては国の基準を基本に条例制定させていただいたというところでございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第54号についての質疑を終結いた します。

次に、議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

この議案第55号 特定教育保育施設及び特定地域型保育事業のことですが、これも先ほど同様に伺いたいんですけれども、現在、南幌では、いちい保育園、民間でやっているんですけれども、今までは例えば保育料では細分化を図るなどして、保護者の負担軽減とかを図っていたりしたんですけども、今後、このような基準がどうなるのかということとか、保育料のこととかが金額とかそういうものは全く提示されていないんですけれども、私も保育のセミナーとかに行った中では全く今、国のほうではそういうものを示していないですよね。ですから、そこにこれを盛り込まれる、その金額が出るということは難しいのかなと思うんですけども、その辺が、今現在の保育を受けている子どもや預けている保護者にとって今よりも悪くなるという可能性があるのかどうか。そこをちょっと1点伺いたいと思います。

それから、今回のこの新制度は、大体、国の予算が何か7,000 億円とかと最初言われていて、それも消費税10%が決まった段階で そこから引き出してくるというような形で進められていたと思うんですよね。今回、平成27年4月から施行ということで今、各地でいろいろ条例をつくって、それを提案されていると思うんですけども、その予算の根拠も全く今、7,000億円が本当に使えるのかかどうかということもわからない中で進められてきているんですけども、そういうことで、町としては保育料のこととかそういうものがどう変わっていくのかということをどのように捉えているのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

それから、保育士の配置基準とかそういうのでは正規の資格を持った保育士なり、それから、いろいろなっているんですけども、そういうところでは現状どおり、今現在やっているのでそのまま進めていって、それより悪くならないというふうに捉えていいのか、それを伺います。

議 長保健福祉課長

保健福祉課長。

熊木議員の1点目の平成27年度以降の保育料の関係でございますけど、新制度から国のほうで基準を定めて保育料が決まる格好になるものですから、従来、うちの保育の実施に関する条例ということで保育料をそれぞれ定めさせていただいておりますけれども、平成27年度以降は国の定めた基準に基づいて、それを遵守しながら町として低所得世帯に対する軽減だとかということで整理されていくというふうには情報として入っているんですけれども、まだ、国のほうからその保育料の、この階層にはこの保育料というふうにまだ通知が来ていない状態でございますので、その通知が来た後には町としての判断をさせていただきながら議会にも御説明させていただき、平成27年4月以降、取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それと、国の予算の関係でございますけれども、同じような情報しかないと思いますけど、なかなか国が当初言っていたような予算配分にはなっていないということも我々のほうにも情報が入ってきているんですけども、うちの町といたしましては、保育所、幼稚園、それぞれ事業計画をしていただくというふうに聞いておりますので、その辺の予算配分措置というのはちょっと大きな影響はないのかなと。ただ、保育料の設定の問題でどうなるかというのはちょっと今のところ不透明でございます。

それと、最後の保育士の資格要件でございますけれども、うちの場合は、保育士につきましては、いちい保育園のほうに委託をして展開していただいておりますけれども、全て有資格者に基づいて保育されていますので、子どもたちに対する環境の悪化というのはないなというふうには考えております。以上です。

議 長熊木議員 (再質問)

1番 熊木 惠子議員。

国がまだ保育料とかを定めていないところで質問して申しわけないんですけれども、例えば、国が来年度、平成27年度の保育料とかを定めてきて、そういう中で、例えば、以前は町独自に細分化とか階層を分けてやっていましたよね。そういうことが取り入れることができるのかどうかと、それから、例えば、障がい児保育とか、まあ、延長

保育はやることにはなっているんですけども、障がい児保育に対する加配とか、その辺のことは国の基準にもし盛り込まれなかったとしても、町としては子どもたちの状況を見て、それを加えるというような余地があるのかどうか、その2点を伺います。

議 長保健福祉課長 (再答弁)

保健福祉課長。

1点目の保育料の南幌町独自の設定ができるかということでございますけども、国の今の情報の中では条例制定ではなくて、規則もしくは要綱等で保育料の細分化ということは自治体で設定できるというふうに聞いておりますので、従来どおり低所得者に配慮した保育料の設定ということは、町としては独自に設定できるというふうに考えております。ただ、国が定めた保育料がどういうふうになってくるかによって、改めて理事者等とも協議して決めていかなくちゃいけないということでございますので、その辺についてはちょっとお答えできないかなというふうに思います。

それと2点目の延長保育だとか障がい児保育という考え方でございますけれども、これはまさにニーズ調査の中での調査項目でありまして、当然ニーズがありますので、その辺は子ども・子育て支援事業計画の中で今後も町として、この辺の延長保育事業等については継続実施していくというような状況で今、委員さん方と審議を進めていきたいなという考えておりますので、現行の町独自の追加保育事業的な要素は残していきたいなというふうに考えています。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。

1番 熊木 惠子議員。

熊木議員

学童のことなんですけれども、先ほど、説明の中で本町の基準で、 例えば、開所時間及び日数のところでは、学校が休みの時は午前8時 から6時半ということでは8時間を上回っていますよね。それから、 延長も7時までというところを先ほど説明があったんですけども、こ ういうのは国の基準のところで1日につき8時間とか1日につき3時 間と書いているのを上回っているのは、国の基準よりも町としては上 回ったことで、今実際もやられているので、そこは盛り込むべきでは ないかと思うんですけども、それが外れているのはどうしてなのかと いうことと、それから、先ほど面積のことで、本町は国の基準では児 童1人につきおおむね1.6平方メートル以上でなければならないと いうことで、私もこれは、先ほどの説明を聞く前は、これでは狭過ぎ ると。学童の子どもたちはすごく活発で、そういう中では。ですから、 1.6平方メートルではなくて1.98平方メートル以上というふう に思っていたんですけども、本町では2.1平方メートルというふう に先ほど言われているんですけども、これも国の基準どおりではなく て、せっかく良い形でやっているのであれば、そういうところを盛り

込めないのかということで伺います。

議 長保健福祉課長

保健福祉課長。

1点目の開所時間、国の基準より多くやっているから、その開所時間の基準で設定すべきじゃないかというお話だったと思いますけれども、あくまでも、1つの基準は基準として国の基準を遵守しながら条例制定をさせていただいて、運用面で今現在の8時半から6時半というような格好で今後もやらせていただきたいなという考え方から、国の基準どおり定めさせていただいております。

それと、児童1人当たりの面積の問題でございますけれども、今、 学童保育事業は南幌小学校の校舎の2教室をお借りしてやっているも のですから、あくまでもその2教室が未来もずっと学童保育のスペー スということも限られておりませんし、また、その2教室の中から一 切子どもたちが出ちゃいけないというような保育事業をやっているわ けではございませんし、学校側の御理解で体育館だとかホールだとか を使わせていただきながら学童保育事業をやっておりますので。たま たま子どもたちが2教室に集まった時は2.1平方メートルは確保さ れているということで国の基準はクリアしているという状況から、こ れもあわせて国の基準どおり条例制定させていただいたところでござ います。以上です。

議 長 熊木議員

(再質問)

1番 熊木 惠子議員。

今の答弁ですと、じゃあ、本町の運営の中で本町の基準で国に準じるとなっていても、それを上回った形でできるということで解釈していいんですかね。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長 (再答弁)

あくまでもこの条例の基準は最低の基準、これを下回らないように という基準でございますので、それを上回った中での保育事業の展開 が可能であれば町独自としてやっていけるものというふうに解釈して おります。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第56号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、 直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第54号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

議案第55号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

議案第56号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程18 議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、新たに組合に加盟する団体があることから関係地方公共団体として協議を求められたため、本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 総務課長 内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村退職手当組合規約の変更について御説明いたします。本規約の改正につきましては、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、組合規約の変更のため、組合構成の市町村などに協議を求められたことから提案するものです。説明の内容につきましては、議案の朗読により代えさせていただきます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。別表(根室)の項中「中標津町外2町葬祭組合」を「中標津町外2町葬祭組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。附則、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で議案第57号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直 ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第57号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案の

とおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程19 議案第58号 道央地区環境衛生組合の解散について を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第58号 道央地区環境衛生組合の解散につきましては、解散することについて関係地方公共団体として協議を求められたため本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第58号 道央地区環境衛生組合の解散について御説明いたします。当組合は昭和39年5月に、し尿に関する事務を北広島市、長沼町、由仁町及び南幌町の1市3町で共同処理するため設立した一部事務組合でございます。現在では、公共下水道や合併浄化槽の普及等により組合設立当初と比較すると、し尿処理業務が減少するなど社会情勢が大きく変化するとともに施設の老朽化が進み更新時期にあったことから、今後のし尿処理の方法等と組合のあり方について構成団体等において検討した結果、経費の節減と業務の効率化を図ることとし、当組合を平成27年3月31日をもって解散することにしたところでございます。一部事務組合の解散を決定する主体は、組合を構成している地方公共団体にあるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直 ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第58号 道央地区環境衛生組合の解散については、原案のと おり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程20 議案第59号 道央地区環境衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第59号 道央地区環境衛生組合規約の変更につきましては、関係地方公共団体として協議を求められたため本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し

上げます。

議 長住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第59号 道央地区環境衛生組合規約の変更につい て御説明いたします。先ほど議決いただきました道央地区環境衛生組 合の解散に伴うものでございます。一部事務組合は解散した日をもっ て即法人格は消滅し、解散後については清算する制度が設けられてい ないため、地方自治法施行令の規定により組合構成団体がその事務を 承継することになります。当組合については、現管理者が北広島市長 であるということから、各構成団体と協議した結果、道央地区環境衛 生組合の事務を承継する団体として北広島市が行うことになったとこ ろでございます。また、北広島市が当組合の事務を承継するに当たり 組合規約の変更が必要なため、地方自治法の規定により議会の議決を 求めるものでございます。説明の内容につきましては、議案の朗読に より代えさせていただきます。道央地区環境衛生組合規約の一部を変 更する規約。道央地区環境衛生組合規約(昭和39年5月21日地方 第815号指令)の一部を次のように変更する。第12条の次に次の 1条を加える。解散に伴う事務の承継、第13条、組合の解散に伴う 事務は、北広島市が承継する。附則、この規約は、知事の許可があっ た日から施行する。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直 ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第59号 道央地区環境衛生組合規約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程21 議案第60号 北広島市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務委託についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第60号 北広島市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務委託につきましては、北広島市へし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を委託するため、委託先との協議が必要なため本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

議案第60号 北広島市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について説明いたします。

組合の解散により共同処理していた、し尿及び浄化槽汚泥の処理に

関する事務の権限は各構成団体に復帰することとなりますが、南幌町に復帰する当該事務を円滑に進めるため北広島市への事務の委託で行うこととしたところでございます。事務の委託に当たっては北広島市と協議により規約を定める必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは規約を説明いたします。南幌町と北広島市とのし尿及び浄 化槽汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約。

第1条は、委託事務の範囲の定めで、南幌町は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により北広島市に委託し、北広島市はこれを受託する。

第2条は、管理及び執行の方法の定めで、委託事務の管理及び執行については、北広島市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

第3条は、経費の負担の定めで、委託事務の管理及び執行に要する 経費は南幌町の負担とし、南幌町は、あらかじめこれを北広島市に交 付するものとする。第2項で前項の経費の額及び交付の時期は、北広 島市長が南幌町長と協議して定めるものとする。この場合において、 北広島市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書 類(事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。)を南幌 町長に送付しなければならない。

第4条は、予算の執行の定めで、北広島市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、北広島市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条は、収入の帰属の定めで、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料その他の収入は、全て北広島市の収入とする。

第6条は、経費の調整の定めで、各年度において、委託事務の管理 及び執行に係る経費のうち、南幌町が負担すべき経費について、過不 足が生じたときは、翌年度において南幌町と北広島市との間でこれを 調整するものとする。

第7条は、決算の措置の定めで、北広島市長は、地方自治法第23 3条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該 決算の委託事務に関する部分を南幌町長に通知するものとする。

第8条は、連絡会議の定めで、北広島市長は、委託事務の管理及び 執行について連絡調整を図るため、南幌町長と年1回定期に連絡会議 を開くものとする。ただし、南幌町長の申出がある場合又は北広島市 長が必要と認める場合は、臨時に連絡会議を開くことができる。

第9条は、条例等改正の場合の措置の定めで、委託事務の管理及び 執行について適用される北広島市の条例等の全部又は一部を改正しよ うとする場合においては、北広島市は、あらかじめ南幌町に通知しな ければならない。第2項、北広島市は、委託事務の管理及び執行につ いて適用される北広島市の条例等の全部又は一部を改正したときは、 速やかに当該条例等を南幌町に通知しなければならない。第3項、南 幌町は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を 公表しなければならない。

第10条は、委任の定めで、この規約に定めるもののほか、委託事 務の管理及び執行に関し必要な事項は、南幌町長と北広島市長が協議 して定める。

次に、附則としまして、第1項、この規約は、平成27年4月1日 から施行する。第2項、南幌町長は、この規約の告示の際、併せて委 託事務に関する北広島市の条例等が、南幌町に適用される旨及び当該 条例等を公表するものとする。第3項、委託事務の全部又は一部を廃 止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、 その廃止の日をもってこれを打ち切り、北広島市長がこれを決算する。 この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに南幌町に還付しな ければならないと定めております。以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 議 長

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直 ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第60号 北広島市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事 務委託については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●日程22 議案第61号 教育委員会委員の任命についてを議題 といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第61号 教育委員会委員の任 町 長 命につきましては、現教育委員であります磯野 薫氏の任期が満了と なるため、磯野 薫氏を再任いたしたく提案するものであります。任 命につきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

> お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。こ の際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議 ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第61号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同 意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに 決定いたしました。

●日程23 発議第14号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件で

議 長 ございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。 (なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに 決定いたしました。

●日程24 報告第4号 南幌町土地開発公社経営状況報告及び清算結了報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第4号 南幌町土地開発公社経営状況報告及び清算結了報告につきましては、平成25年度における経営状況及び土地開発公社解散後の清算結了の報告であります。内容につきましてはまちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 まちづくり課長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

それでは、報告第4号の説明をいたします。最初に平成25年度南幌町土地開発公社経営状況を報告いたします。別途配付しております報告第4号資料の1をごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんください。平成25年度の事業実績でございます。 1の用地売却事業につきましては、南幌工業団地の用地売却で3,5 10.06平米でございます。2の用地賃貸等事業につきましては、 南幌工業団地の用地賃貸で1万8,192.81平米でございます。 3の受託事業につきましては前年と同じでございます。次ページにまいります。

次に、平成25年度の決算報告書及び監査報告書について御説明をいたします。1ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出の収入でございます。1款1項1目1節南幌工業団地売却収益で決算額1,500万円でございます。大富工業の事業拡張に伴う売却が1件でございます。

2目1節南幌工業団地賃貸収益、決算額938万5,200円でございます。これは南幌工業団地の賃貸等の収益4社分でございます。

2款1項1目2節預金利息、決算額1万5,182円でございます。 これは預金利息等でございます。次ページにまいります。

2項1目1節住宅供給公社用地管理等受託収入、決算額1,055 万2,000円でございます。これは草刈り等の管理受託収入でございます。

3項1目2節雑収益、決算額136万1,503円でございます。 これは所有地等の貸付料のほか、記載で3件分の金額でございます。

3款1項1目1節中途解約違約金、決算額78万8,040円でございます。これは、昨年、札幌ビケ足場が中途で解約をしたことによりまして、違約金、補償金の30%を収入してございます。2節債務免除益、決算額9億7,525万5,280円。これは3月に議決をいただきました権利放棄による決算額でございます。

次ページ、支出にまいります。  $1 \times 1 = 1$  節南幌工業団地売却原価、決算額1,  $169 \times 2$ , 110 円でございます。これは工業団地の売却原価の記載でございます。

2款1項1目人件費から4ページまで、2目経費まででございますが、これにつきましては公社運営に係る一般経費の合計736万3, 570円を支出してございます。

5ページにまいります。 3款 1 項 1 目 1 節長期借入金利息、決算額 1, 3 4 8 7 6, 3 6 3 90。これは金融機関からの長期借入金利息を支出してございます。

2項1目1節受託事業費、決算額1,026万8,900円。これは草刈り経費等の支出でございます。

4款予備費については執行はございません。次ページにまいります。

5款1項1目1節完成土地等評価損、決算額9,274万1,528円でございます。これは固定資産税評価替えによりまして南幌工業団地の土地の評価損分、それとふれあいタウン稲穂の土地評価損分を計上してございます。次ページにまいります。

資本的収入及び支出の収入でございますが、これについてはございません。次ページにまいります。

支出でございます。1款1項1目1節長期借入金償還金、決算額3,000万円でございます。これは町からの借入金の一部を償還したものでございます。

次の9ページ、資金計画書、それから、次のページの10ページ、 損益計算書、11ページの貸借対照表、それと、13ページのキャッシュ・フロー計算書、これにつきましては、ごらんをいただきまして 説明を省略させていただきたいと思います。次ページにまいります。

14ページ、事業収益明細書でございます。これは先ほど説明いたしました完成土地売却収益1件、完成土地賃貸収益4件の明細でございます。次ページにまいります。

15ページは事業原価明細表でございまして、完成土地売却原価の1件の明細でございます。次ページにまいります。

16ページは残高試算表でございますので、参照いただきたいと思います。

17ページは平成26年3月末の預金残高の明細でございます。南幌町農協の普通預金254万7,903円のみの残高となっております。

1枚めくっていただきまして、最後に決算監査報告書が付いてございます。これにつきましては、お目通しいただきたいと思います。

それでは、次に南幌町土地開発公社清算事務を御報告いたします。 別途配付しております報告第4号資料の2をごらんいただきたいと思 います。

1ページをごらんいただきたいと思います。概要を申し上げます。 南幌町土地開発公社は、平成25年6月21日開催の第2回理事会に おいて、解散同意を決定し、9月9日開催の第3回南幌町議会定例会 での議決を経て、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の 規定により平成26年3月24日に解散認可申請書を北海道知事に提 出。3月31日、北海道知事の認可により解散をいたしました。これ により4月1日に当公社解散及び清算人選任登記申請を行い、同日付 で登記が完了、4月24日から6月25日までの期間に債権申出広告を3回掲載し、清算事務に当たりました。なお、この間、債権の申し出はございません。精算事務における残余財産については、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び南幌町土地開発公社定款第26条第2項の規定により南幌町に引き継ぎ、清算結了登記申請により当公社の清算を結了します。

2につきましては、今までの処理の流れについて記載をしてございます。お目通しをいただきたいと思います。

次の3の財務諸表及び4の財産目録については、次ページをごらん いただきたいと思います。

2ページは、清算事務に係る収支計算書でございます。本年4月1日から7月15日までの期間でございます。収入につきましては、繰越金が254万7,903円並びに利息が370円の計254万8,273円でございます。支出でございますが、1の販売費及び一般管理費は、決算額22万6,368円でございます。下段に明細が記載されておりますので、お目通しをいただきたいと思います。2の預り金支出でございます。決算額71万3,900円でございます。これにつきましては、土地の賃貸料4月分を町へ支出をしてございます。予備費についてはございません。合計で94万268円の支出となってございます。下段の収支差し引きといたしまして、160万8,005円、これが残余財産ということで南幌町へ引き継ぐこととなります。次ページにまいります。

次に貸借対照表でございます。これにつきましては記載のとおりで ございます。お目通しをいただきたいと思います。次ページにまいり ます。

7月15日付での土地開発公社の財産でございますが、財産につきましては目録のとおり、ございません。次ページにまいります。

残余財産及びその処分の方法でございますが、残余財産につきましては先ほど説明したとおり、流動資産として現金160万8,005円でございます。この処分につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び南幌町土地開発公社定款第26条第2項の規定により南幌町に帰属することから、平成26年7月15日に南幌町に全額引き継いでおります。

以上、本年7月15日に清算結了したことを清算人並びに監事の承認により報告するものでございます。以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議

長

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第4号 南幌町土地開発公社経営状況報告及び清算結了報告については報告済みといたします。

●日程25 報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました報告第5号 株式会社南幌振興公社

8 4

経営状況報告につきましては、平成25年度における経営状況の報告であります。内容につきましては振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 振興公社専務

内容の説明を求めます。振興公社専務。

ただいまより南幌振興公社平成25年度経営状況報告を説明いたします。よろしくお願い申し上げます。

説明に入る前に、資料の訂正を一部お願いいたします。表紙の補助 資料3、25年度となっておりますが、こちらを26年度ということ で訂正をお願い申し上げます。

それでは、業務報告ということで、まず1ページ目でございます。 営業の概要、ゴルフ場、練習場とも4月13日から営業いたしました。 売上の内容については、3ページ目の別紙をごらんください。入場者 は3万264人、前期に比べまして904人、率にしまして2.9% の減少となっております。年間目標の3万4,000人よりも3,7 36人、大きな減少となっております。純売上額は、上の表の真ん中、 下のほうでございますけども、純売上額は1億1,238万2,00 0円、前期に比べまして約328万円、率にして2.8%の減少とな りました。今期は春の雪解けが遅く、南、西、練習場とも4月13日 のオープンとなりました。北コース、9ホール、2回まわりのコース は1週間遅れの20日にオープンをいたしました。オープン遅れと4 月、5月の天候不順、それから、7月から8月中旬まで小雨による干 ばつ等によりまして、コース状況の悪化等々が見られました。その後、 9月、10月の特に稼ぎどきの週末、雨の日が多く、コース状況も悪 化したという状況でございます。前年を上回ったのは6月、11月の みでございました。天候に左右されたシーズンでございました。下の 売上の特徴でございますけども、北コース並びにカートの料金、これ は伸びてございます。それから、練習場もその前の年に好調でござい ましたけども、ほぼ維持をしているという状況でございます。

ここで恒例でございます道内の各ゴルフ場の比較をしたいと思います。補助資料の14ページです。これは道内の区別、地区ごとの入場者数を前年と比較してございます。全体的には、入場者が323万人となってございます。昨年も御報告を申し上げましたが、入場者を報告していないゴルフ場が非常に増えていると。これを表で比較しますと、状態的には減っていることになっているんですが、増減ではプラスになってございます。それは表の下のほうに書いてございますが、平成24年度、報告しているゴルフ場が3,060ホール、平成25年度は2,889ホールと。比較できるところで比較したものですから、このような形になってございます。なかなか比較ができないという現状でございます。

次のページでございますが、これは空知管内の入場者数ということでございます。こちらのほうも道内と同じ道内の数字と同じように空白の欄がございます。全体では22コース、何らかの形で営業は行っているんですが報告がなされていないと。このような形になってございます。去年も申しましたが、南幌リバーサイドゴルフ場がオープン

した時は、この地域は9コースしかございませんでした。現在は22 コース、現状としては営業をしているという状況でございます。

次に、16ページでございます。これは道内の河川敷のゴルフ場、全部で10コースございます。これを前年と比較しまして、月別の増減も表してございます。昨年は9,524人減少、4.5%の減少ということになってございます。この表をごらんのように、春先4月、5月、7月、8月、ほぼ減少しているということでございます。ごく一部ですが、3月、6月、11月、12月が増加してございますが、3月、4月は特定のゴルフ場しか営業ができていないというのが現状でございます。

次のページでございます。これは当ゴルフ場の項目ごとの入場者数ということで、平日、土日と前年とを比較してございます。この中で、前年対比は904人、先ほども申しましたように904人減少してございます。前年対比、平日は4.9%の減少、土日祝日は0.3%のわずかですが減少と。月別で見ますと、6月、11月以外は減少しているということになってございます。7月までの上期510人、8月以降の下半期ですけども394人、やはり前半の落ち込みが大きかったと思ってございます。

次でございますが、18ページでございますけども、これは毎年載せてございます。上の表は過去4年間の入場者数、下の表に関しては項目別の入場者を表してございます。この一般、午後、早朝、ハーフ、北コースということで、この中に平日と土日とあるんですが、料金体系がこれだけあるというような、今現在はこのような形になっております。

以上で業界の説明を終わりまして、資料の2ページをお開きください。ここで、長期借入金の状況ということで読ませてもらいます。長引く景気低迷、特にゴルフ場業界の不況に伴う売り上げの減少に起因する資金不足に対処するため、懸案の長期借入金の返済計画の見直し、これを南幌町、南幌町農協、南幌町振興公社、この3者によりまして、協議が本年度2月に妥結に至りました。今までの償還額の約半分ということでございます。内容につきましては、この下に載ってございますが、1億8,166万円ということで、償還期間は29年間、償還金は年650万円、利息につきましては長プラの0.1%プラスということでございます。それから、皆様にも御協力をいただいた町の損失補償を受けるということで条件になってございます。以上のような下の表の形で平成26年度は2月に650万円の償還ということになってございます。

次に、4ページをお開き願います。4ページから11ページまで、これは南幌振興公社の決算書でございます。これの貸借対照表、損益計算書について要約版で説明します。12ページをお開きください。貸借対照表の資産の部についてでございます。流動資産が102%、前期とほぼ同額ということでございます。仮払金、破産管財人等から当社の株の引取要求によりまして、一時的に仮払金で処理している金額でございます。有形固定資産、設備投資等をしていないため、この

金額はほぼ減価償却分が減少してございます。

次に下の表でございます。負債・資本の部でございますが、流動負債が62%になっております。前期は、前々年の売り上げが多かったために法人税が多く支払われたということで、このような形で減少してございます。固定負債、長期借入金は償還額分、減少してございます。下から3行目の繰越利益剰余金は約24万円増加してございます。資産合計から負債合計を差し引いた純資産は5億6,803万円、前期とほぼ同額となっております。

次のページでございます。損益計算書について簡単に御説明申し上げます。A、当期の売上額は1億1,238万円で、前期に比べまして328万円、2.3%の減少でした。Bの売上原価は約277万円減額しております。経費がこれだけ減ってございます。Cの売上総利益は1,907万円で約50万円減額してございます。Dの一般管理費は約65万円少なくなってございます。Eの営業利益は約207万円の利益で約14万円の増加となってございます。F営業利益は約108万円で約124万円減ってございます。Gの営業外費用は借入金の支払い利息ということで約271万円でございました。Hの経常利益は約44万円となってございます。Lの法人税、これは約21万円で前期とほぼ同額となってございます。Lの法人税、これは約21万円で前期とほぼ同額となってございます。か79万円の減額になってございます。辛うじて赤字にはならなかったということになってございます。

次でございますが、経費面の所でございます。下のDの所でございますが、これは一般管理費ということで、なかなか節減が難しいんですが、本年度は約65万円減額することができました。

上の二重丸のBの所でございます。原価合計は282万円、3.0%減少しておりますが、燃料の高騰等によりまして車両関連費、これが増加しております。そのほかについては、ほぼ節約をして節電をしているということでございます。

次、10ページに行っていただきます。今まで決算書の要約版で御説明申し上げましたが、あとの所は見ていただきたいと思います。問題になるのは、この10ページでございまして、個別注記表の3の(4)、株主配当の件についてでございます。経営再建中、営業努力をしておりますが、売上不振を考慮いたしまして、株の配当はしないということで6月の株主総会に承認をされております。

最後になりますが、19ページ、最後のページをお開きください。この最後のページは平成26年度、本年度も今現在9月ですけども、この営業計画、方針ということでございます。上のほうから書いてございますけども、本年度につきましては、消費税の増税に伴いまして一部料金の値上げを実施いたしました。平日、一般と午後を100円の値上げ、土曜日の一般と午後を200円の値上げ、北コース一般を100円の値上げ、そのほか、早朝、ハーフ、練習場、カートの使用料等々は据え置いて営業を行ってございます。当初、よそのゴルフ場も上げるのかと思いましたけども、正直言って上げたコースはかなり

少なかったということでございます。そのほかの集客のサービスは前年と同じ、3に載ってございます。こういう状況を踏まえまして、本年度、平成26年度の入場者は3万400人を目標にしてございます。これを超えるように努力してまいっているところでございます。

次に、4でございますが、南幌リバーサイドゴルフ場の主催のオープンコンペということで、ここに記載してございます。大会に関しては8月31日まで終了してございます。

最後になりますけども、本年度の4月からの営業でございます。状況でございます。4月から天候も割と良く、順調に営業を続けております。7月末実績で昨年を1,203人、計画よりも932人、それぞれ上回ってございます。8月からも好調を維持して営業を行ってまいりたい。なお、8月の入場者ももう出てございます。計画4,400人を292人オーバーしております。以上をもちまして平成25年度の経営状況報告を終了いたします。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済みといたします。

ここで11時25分まで休憩をします。

(午前11時10分) (午前11時25分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 議案第62号より追加日程7 報告第7号までの7議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第62号より追加 日程7報告第7号までの7議案を追加いたします。

追加日程1 議案第62号及び追加日程2 議案第63号の2議案 につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- ●追加日程1 議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親 家庭等医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例制定について
- ●追加日程2 議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改 正する条例制定について

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第62号から議案第63号までの2議案につきまして提案理由を申し上げます。議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、いずれも母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い本案を提案するものであります。詳細につ

きましては、議案第62号につきましては住民課長が、議案第63号 につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議 賜りますようお願い申し上げます。

議 長住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。この条例は、重度心身障害者の医療費の助成とひとり親家庭等の医療費の助成について規定しております。今回の改正は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関するものであります。本町におけるひとり親家庭等の医療費の助成は、北海道医療給付事業補助金交付要綱に基づき実施しており、北海道の要綱は、母子及び寡婦福祉法の規定を準用しております。この度の改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正されたことから、北海道の要綱改正に伴い、市町村条例の改正が必要となったものでございます。

別途配布しました議案第62号資料、南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した個所が改正部分です。

第2条は、定義の規定でありますが、第2項第1号中の「母子及び 寡婦福祉法」を、法律名の改称に伴い「母子及び父子並びに寡婦福祉 法」とするものでございます。次に、第2号は、父子家庭が法律上位 置づけられたことにより、父の定義を明確化したものでございます。

次ページです。附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行する。なお、この度の条例改正に伴うひとり親家庭等医療費の助成制度の内容ついては現行と変更ございません。以上で議案第62号の説明を終わります。

議 長保健福祉課長

保健福祉課長。

議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明させていただきます。今回の改正は、本町における保育の実施について、保育料を算定する際の基準として母子及び寡婦福祉法の規定を準用している部分が、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正されたことから、町条例の改正が必要となったものであります。

別途配布しました議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を 改正する条例、新旧対照表で御説明させていただきます。表の左が改 正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正 点であります。

別表、第5条関係は保育料基準額表でありまして、次ページ中段の備考の2をごらんください。(1)の条文中、「母子及び寡婦福祉法」を法律名の改称に伴い「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、旧法の母子及び寡婦福祉法第17条で定義されておりました配偶者のない者

で現に児童を扶養している者が父子家庭も支援対象であることを明確にすることとなったため、新法の「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に規定替えするものであります。附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行する。以上で、保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等 医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑 を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第62号についての質疑を終結いた します。

次に、議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条 例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、 直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第62号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の 助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとお り可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

議案第63号 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定 については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

●追加日程3 発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・ 強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに 御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに 決定いたしました。

●追加日程4 発議第16号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員 議 長

(朗読により説明する。) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第16号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに 決定いたしました。

●追加日程 5 発議第17号 電力料金再値上げの撤回を求める意 見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 惠子議員。

熊木議員 議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第17号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに 決定いたしました。

●追加日程6 報告第6号 平成25年度各会計決算認定審査報告 についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

南幌町議会議長宛て。決算審査特別委員長 志賀浦 学。委員会審査報告。認定第1号 平成25年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成25年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、 直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行いま す。

認定第1号 平成25年度各会計決算認定について、委員長報告の とおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●追加日程7 報告第7号 平成25年度南幌町病院事業会計決算 認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

南幌町議会議長宛て。決算審査特別委員長 志賀浦 学。委員会審査報告書。認定第2号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成25年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際、質疑討論を省略し、 直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

認定第2号 平成25年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが御議ありません

か。

(なしの声)

御議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時53分)

上記会議の経過は書	書記として記載した	ものであるが、そ	その内容に相違ない。	ことを
ここに署名する。				

議	長
8	番
1 0	番